

「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等について(総括表)

実施年度	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁					
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い							
					29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度精算額、予費使用額及び流用等増減額を加算したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)							31年度予算要求額(千円)	分野		大項目	その他			
I. 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																						
(1) 女性の健康増進に向けた取組																						
1	I	1	(1)	①	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	現状、がん検診の受診率は30～40%(平成28年国民生活基礎調査結果)であり、「第9期がん対策推進基本計画(平成30年3月閣議決定)」では、個別目標として「男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を90%とする。精密検査受診率の目標値を90%とする」と掲げている。また、「がん対策推進基本計画中間評価報告書(平成27年6月)」において、がん検診の受診率を向上させるための方策については、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨が重要であると指摘されている。 がん検診の充実を図り、より早期の発見につなげることで、がんによる死亡者の減少を図り、国民の安心を確保するため、施策を進める必要がある。	子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、20歳から69歳の女性及び40歳から69歳の男性を対象に、個別の受診勧奨・再勧奨を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組むほか、子宮頸がん検診と乳がん検診の初年度受診率向上(子宮管理がん検診・20歳、乳がん検診・40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布する。また精密検査と判断されたがん精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施する。	1,567,328	1,030,806	65.8	1,550,030	1,550,030	—	—	—	—	155	6	1	—	厚生労働省	
2	I	1	(1)	①	子宮頸がん・乳がん等を含むがん検診の更なる普及	がん対策推進企業等連携事業	現状、がん検診の受診率は30～40%(平成28年国民生活基礎調査結果)であり、「第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月閣議決定)」では、個別目標として「男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を90%とする。精密検査受診率の目標値を90%以上」と掲げている。特に達成が困難な状況であるがん検診受診率50%以上という目標の達成に向け、がん検診50%推進本部を設置し、国主導のもと地方公共団体及び企業等との連携により、受診率50%達成のための様々な施策を推進するなど、がん検診受診率向上を重点としたがん対策を推進する。	働く世代に必要ながん対策(がん検診受診率の向上、患者・経験者の就労問題等)を企業等の連携によって推進するため、本事業に賛同する企業・団体(推進パートナー)の参加を促進し、推進パートナーによる自発的ながん検診受診率向上活動等のがん対策推進のサポートを行うとともに、普及啓発ツールの作成、活動状況やがん対策に関する情報についての情報発信、がん対策に関する説明会や普及啓発等を行う。	78,094	74,952	96.0	78,904	78,904	—	—	—	—	155	6	1	—	厚生労働省
3	I	1	(1)	①	健康経営銘柄	健康経営銘柄は「未来投資戦略」に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に対する取組の一つ。 健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること、企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながるものと期待される。	「健康経営銘柄」では、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力的な企業として紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを旨とする。 選定にあたっては、上場会社に対し、女性の健康を維持・増進する施策(婦人検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営の取り組み状況の把握と、従業員の健康に関する取組についての調査を行っている。	713,000の内数	519,554の内数	—	603,939の内数	726,000の内数	—	—	—	—	6	1	6-2	—	経済産業省	
4	I	1	(1)	①	健康増進総合支援システム	生活習慣病の主要因である国民の生活習慣の改善を行うためには①個人の状態にあわせた適切な情報の提供、②個人々々にあわせた継続的専門指導の実施、③行動変容による新たな生活習慣の定着が不可欠である。	当該システムは、特定健診・特定保健指導制度の実施に伴い、国民の生活習慣への改善を行うために、「個人の状態にあわせた適切な健康情報」と「保健指導者向け健康情報」をWebサイト上で提供している。提供される情報は9分野の専門の委員で組織する情報評価委員会が審査している。	23,655	21,492	90.9	23,655	23,655	—	—	—	—	6	1	—	—	厚生労働省	
5	I	1	(1)	②	女性の健康の包括的支援総合研究	これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでには妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。 そして、平成29年6月2日に閣議決定された「女性活躍加速のための重点方針2017」1-3-(1)にあるように、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する事が求められている。	女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を行う。 ・女性の健康の包括的支援に関する情報発信基盤構築と多診療科医療統合を旨とした研究 ・女性の冠動脈疾患診断およびリスク層別化における、冠動脈CTの多面的解剖学的指標および新規機能的指標の意義と費用効果分析 等	184,059	183,238	99.6	179,641	261,416	—	—	—	—	112	148	6	1	—	厚生労働省
6	I	1	(1)	②	女性健康支援センター事業	女性は妊娠・出産等を含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る女性健康支援センターを都道府県・指定都市・中核市に設置する。	女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象に、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠・産後・産後の健康に関する学習会の開催等を行う。	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	24,082,880の内数	—	—	—	—	154	6	1	—	厚生労働省	
7	I	1	(1)	③	女性健康支援センター事業(6の再掲)	女性は妊娠・出産等を含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る女性健康支援センターを都道府県・指定都市・中核市に設置する。	女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象に、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠・産後・産後の健康に関する学習会の開催等を行う。 また、夜間・休日の開設に対する補助の加算を平成30年度から実施しており、平成31年度も引き続き実施できるよう要求している。	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	24,082,880の内数	—	—	—	—	154	6	1	—	厚生労働省	
8	I	1	(1)	③	妊娠・出産等に関する健康支援	不妊・不育に関する相談対応や不妊治療・不育症治療に関する正確な情報提供等を行い、不妊・不育に悩む方々に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	不妊専門相談センターにおいて、不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理士等に知識を有する者等が「医学的な相談や心の悩み等について相談指導や、不妊治療・不育症治療に関する情報提供を行うとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を実施する。 また、「ニコボーン-健総活躍プラ」において、平成31年度までに不妊専門相談センターを全都道府県・指定都市・中核市まで設置することが盛り込まれており、平成31年度概算要求では、当該目標の達成に向け必要な箇所数の増を計上している。	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	24,082,880の内数	—	—	—	115	151	6	2	—	厚生労働省	

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁				
					関係予算					法改正	税制改正	機構定員	機構要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)		関連性の高い			
					29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)									分野	大項目	その他	
9	I 1 (1) ③	妊娠・出産等に関する健康支援	不妊に悩む方への特定治療支援事業(予算は、6の再掲)	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	次の通りに事業を行う。 ○対象治療法:体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。) ○対象者 ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ○給付の内容 ・1回16万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵した卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) 上記のうち初回の治療に限り30万円まで助成 ・精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 ・通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ○所得制限:730万円(夫婦合算の所得ベース) また、平成31年度概算要求において、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は医療費も更に高額になることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充(15万円→30万円)を要求している。	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	24,082,880の内数	—	—	—	—	115	115	6	2	—	厚生労働省	
10	I 1 (1) ④	企業による「健康経営」の取組の促進	健康経営銘柄(3の再掲)	「健康経営銘柄」は「未来投資戦略」に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に対する取組の一つ。「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること、企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながるものと期待される。	「健康経営銘柄」では、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを旨とする。 選定にあたっては、上場会社に対し、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営の取組状況の把握と、従業員の健康に関する取組についての調査を行っている。	713,000の内数	519,554の内数	—	603,939の内数	726,000の内数	—	—	—	—	—	—	6	1	6-2	経済産業省	
(2) スポーツを通じた女性の健康増進																					
11	I 1 (2) -	女性アスリートの育成支援プロジェクト	「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文科科学省策定)に掲げる目標の一つである「我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高のメダル数を獲得する等優秀な成績を収める。」ことを実現するため、女性アスリートの国際競技力向上に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境を整備する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハハパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。	388,000	385,133	99.3	230,402	230,402	—	—	—	—	—	—	—	86	6	4	—	文科科学省(スポーツ庁)
12	I 1 (2) -	女性スポーツ推進事業(女性のスポーツ参加促進事業、女性コーチの育成事業)	「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文科科学省策定)において、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進することとされている。 本事業では、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の活動促進を行う。	主に若年女性のスポーツ参加を促す「女性スポーツ促進キャンペーン(仮称)」の実施や格好良くスポーツ活動をする女性をロールモデルとして捉え、もつ女性スポーツアンバサダーの任命、運動不足に起因する健康問題のリスクと適切な運動による効果等のホームページ等を活用した情報発信により、若年層からのスポーツ習慣化を促し、就職・出産・育児等のライフイベントの変化があっても生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境を整備する。 また、女性スポーツ指導者の活躍が期待される、女性に対するコーチングや運動促進のための指導プログラムを作成し、女性スポーツ指導者に対する研修を実施する。	—	—	—	28,866の内数	54,000	—	—	—	—	—	—	—	87	6	4	—	文科科学省(スポーツ庁)
2. 困難を抱える女性への支援																					
(1) 若年女性が妊娠した際の対応等																					
13	I 2 (1) -	「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知)」の発出(平成30年3月)・周知	各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応がなされることを推進するため、留意事項等を周知する。	各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応を行うに当たっての留意事項等を通知するとともに、通知内容を平成30年度都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議(平成30年6月)等において周知した。引き続き、関係会議等において通知内容を周知していく予定。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文科科学省
14	I 2 (1) -	女性健康支援センター事業(6の再掲)	女性は妊娠・出産等を含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じて女性の健康の保持増進を図る女性健康支援センターを都道府県・指定都市・中核市に設置する。	女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象に、身体的・精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠に悩む者に対する相談、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発、女性の健康に関する学習会の開催等を行う。 また、女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、状況を確認し、医療機関等関係機関へ確実につなぐ体制を整備する経費を平成31年度概算要求に計上。	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	24,082,880の内数	—	—	—	—	—	—	—	154	6	1	—	厚生労働省
15	I 2 (1) -	学校教育活動全体を通じた必要な指導	学習指導要領に基づき、生徒が性に正しく理解し適切な行動をとることができるようにする	各学校段階それぞれの特徴を踏まえ、学習指導要領に基づき、生徒が性に正しく理解し適切な行動をとることができるように指導する指導を保健体育科、特別活動で行うなど、学校教育活動全体を通じて必要な指導を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	1	—	文科科学省

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づき平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要員	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い				
					29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他	
(2)ひとり親家庭等への支援、子供の貧困対策の推進																				
16	I 2 (2) ①	ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育てでの孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係府省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日にとりまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	平成30年度予算においては、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施するとともに、児童扶養手当の全部支給の所得制限限度額の引き上げ、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、高等職業訓練促進給付金の準備講師から看護師への進学支援等の拡充を行った。平成31年度予算においても、引き続き、こうした施策を着実に実施できるよう、要求している。なお、平成31年11月支払分から児童扶養手当の支払回数を生年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直すこととしている。	195,014,305	173,498,794	89.0	187,412,404	186,881,051	-	-	-	103	144	8	1	-	厚生労働省		
17	I 2 (2) ①	「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の希実な実施	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育てで感じる孤立化や不安感・負担感が増大しているところ。平成27年8月28日、全ての子どもの安心及び希望の実現に向け、政府全体として関係府省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講ずるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)」等が取りまとめられた。そして、上記施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる方策を打ち出すため、平成27年12月21日、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が取りまとめられ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援すること等とされ、その一環として、養育費の確保支援を行うこととされている。また、平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示されたこと(民法第766条第1項)、その趣旨を周知するため、平成24年4月から離婚届書に養育費の分担の取決めの有無をチェックする欄を追加しているが、現在、離婚届書に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたものの割合は、全体の60%を超えたところで届出の状況にあり、養育費の取決めの重要性等について、十分な周知が図られているとはいえない状況にある。そこで、養育費の分担の取決めに更なる促進するとともに、養育費の分担について、離婚届書において「取決めをしている」にチェックする割合を更に上昇させるため、離婚する当事者に対して養育費の取決めの重要性や法的な知識を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。	養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施。	4,928	5,834	118.4	4,928	4,928	-	-	-	103	143	8	1	-	法務省		
18	I 2 (2) ②	養育費の履行の確保に向けた検討	民事執行法制の見直し	平成15年の民事執行法改正により創設された財産開示手続について、債務者財産に関する情報開示としての実効性が必ずしも十分でなく、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にあるとして、この制度の在り方を見直す必要があるとの指摘がされていることに加え、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、養育費の履行を確保するため、この制度について所要の検討をすることとされたことから、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法制の見直しについての検討を行う。	債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しに強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法制の見直しについて、平成28年9月に法制審議会への諮問がされ、同年11月以降、法制審議会民事執行法部会において調査審議が行われている。	-	-	-	-	3,136	○	-	-	-	102	145	8	1	-	法務省
19	I 2 (2) ③	子供の未来応援国民運動の推進	子供の未来応援国民運動の推進	貧困の世代間連鎖の解消等を旨とし、政府は「子供の貧困対策に関する大綱(平成28年9月29日閣議決定)」等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月より「子供の未来応援国民運動」の展開を推進している。	支援情報の一元的な集約・提供(各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備)、企業等による支援活動とNPO等の支援ニーズのマッチング事業、「子供の未来応援基金」によるNPO等への支援などを通じて、国民の幅広い理解と協力の下に官公民の連携・協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を促進し、ひとり親家庭の自立支援を応援する。	124,152	109,248	88.0	123,727	123,945	-	-	-	107	146	8	1	-	内閣府	
20	I 2 (2) ③	子供の貧困対策の推進	沖繩子供の貧困緊急対策事業	・子供の貧困対策支援員の配置 市町村において、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援を要する子どもとその世帯を関係機関につなぐ役割を担う子供の貧困対策支援員を配置する。 ・子供の居場所の運営支援 市町村及び県において、子供が安心して過ごせる居場所の運営を支援する。 ・事業の成果の分析・評価・普及 沖縄県において、事業の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る。 ・その他 平成31年度はこれまでの取組で明らかになった課題への対策として、若年妊産婦の居場所への運営支援等を実施する。	1,102,467	1,046,716	94.9	1,202,467	1,308,839	-	-	-	108	147	-	-	-	内閣府		
21	I 2 (2) ③	未婚のひとり親に対する税制上の支援措置に関する要望	未婚のひとり親は、現在、寡婦控除等の対象となっていないが、子育て・家事と就業を一人で担わなければならない、経済的に厳しい状況に置かれている。この状況を踏まえ、未婚の場合にも寡婦控除を適用すること等により、未婚のひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを要望するもの。	未婚のひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、寡婦(夫)控除が適用される「寡婦(夫)」や市町村民税が非課税となる「寡婦(夫)」に未婚の母(父)を加えるなど、未婚のひとり親に対する税制上の支援措置を講ずるよう要望するもの。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	厚生労働省		
(3)非正規雇用労働者の待遇改善等																				
22	I 2 (3) -	パートタイム・有期雇用労働者に対する税制上の支援措置の推進	パートタイム労働者を含む非正規雇用労働者は増加傾向にあり、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようすることで、多様な働き方を「選択できる」ようにするため、均等・均衡待遇の一層の確保が求められる。雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、正規雇用労働者とパートタイム・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備や、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が盛り込まれた働き方改革関連法が第196通常国会で成立した。本法案では、パートタイム・有期雇用労働法の円滑な施行を図るため、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業主にに対し、均等・均衡待遇の確保、希望に即した正社員への転換及びキャリアアップの一層の推進を図るための取組を実施する。	パートタイム・有期雇用労働者について、法に基づく指導及び専門家による相談・援助を行うとともに、雇用管理の改善に資する事業主の自主的な取組を促進する事業や職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う事業、キャリアアップを支援する事業を実施し、また、パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善に資する情報やキャリアアップに必要な情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」を運営する。	709,995	579,254	81.6	927,229	987,825	○	-	-	-	3	5	3	4	-	厚生労働省	

※1 「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づき平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁				
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い					
								29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他		
23	I	2	(3)	-	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	「働き方改革」は、働く方々が、個々の実情に応じた多様な柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革であり、我が国における雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者等が、着実に実施する必要があり、併せて、「働き方改革関連法」の施行に向けた、中小企業・小規模事業者等に対する支援として、「働き方改革推進センター」の体制及び機能強化を図る必要がある。	「働き方改革推進センター」において、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等について、労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援、企業の取組事例や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図る。	694,146	451,237	65.0	1,546,447	7,480,978	-	-	-	1	8	3	4	1-1	厚生労働省			
24	I	2	(3)	-	国家公務員の非常勤職員の処遇改善に向けた取組	・非常勤職員の給与については、常勤職員の給与とのバランスを考慮して給与を支給する旨を定めた給与法や人事院の指針に基づき、各府省において支給されている。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に対する参議院内閣委員会附帯決議において、「臨時・非常勤職員について、その実態を把握すること」とされたことを踏まえ、平成28年「国家公務員の非常勤職員に関する実態調査」を実施し、非常勤職員の給与と支給状況等について把握。 ・当該調査の結果や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日)の中で示された民間部門の「同一労働同一賃金ガイドライン案」における「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消」という考え方も踏まえて、非常勤職員の処遇改善を進めていくこととしている。	・実態調査の結果や民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組なども踏まえて、平成29年5月に、30年度以降特別給(期末手当・勤勉手当)に相当する給与の支給を開始することを各府省等間で申し合わせた。 ・今後、平成30年度における本申合せの対応状況を適切に把握するなど、引き続き、本申合せに沿って非常勤職員の処遇改善を進めていく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	3	4	-	内閣官房			
25	I	2	(3)	-	会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた支援事業	地方公共団体において多様化する行政ニーズに対応するためには、任期の定めがあり、パートタイムや隔日勤務といった多様な働き方を可能とする臨時・非常勤職員の活用が不可欠となっている。 一方、地方公共団体によっては、一般職の非常勤職員の採用方法等が法的に明確でないといった理由などから、制度の趣旨に沿わない任用が行われ、守秘義務など公共の利益の保持に必要な諸制約が課されないなどの問題があるほか、常勤職員に近い勤務形態の臨時・非常勤職員に対する処遇上の課題もある。 このため、この課題に対応し、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る必要がある。 (参考) 臨時・非常勤職員数(平成28年4月1日現在) 約64万人(うち女性の割合 約75%)	臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保 ①制度改正 地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、一般職の「会計年度任用職員」制度を創設。この新たな制度に移行することにより、任用・勤務の適正を図るとともに、これまで支給が認められていなかった「期末手当」を会計年度任用職員に対し支給可能とする地方公務員法等の改正法を平成29年5月に公布。 ②円滑な制度導入に向けた支援 法施行(平成32年4月1日)までに、統一的な「会計年度任用職員」制度を、原則全ての地方公共団体で整備。このため、各地方公共団体において円滑な制度導入ができるよう、総務省としては、事務処理マニュアルの提供、都道府県ごとの説明会開催、制度導入に関する準備状況の把握とそれに対する助言等により支援。また、この制度に基づき、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けて必要な取組を推進。	-	-	-	23,216の内数	12,618	○	-	-	-	-	-	-	13	2	3	-	総務省
(4) ひきこもりについての実態の把握																								
26	I	2	(4)	-	困難を有する子供・若者に関する調査研究	子供・若者期からひきこもりの状態が長期的に継続し、40歳以上である者について、子供・若者期における就労・就学等の経験、ひきこもりとなった原因、戻りた原因、相談機関の利用状況等を調査することにより、子供・若者がひきこもりの状態となることや、ひきこもりの状態が長期的に継続することを防ぐために、どのような施策が適切であるかを検討する。	平成30年度において、ひきこもりに関する調査を実施することとした。その対象は、層化二段無作為抽出法により全国から抽出された満40歳から64歳までの5,000人とその同居者の方で、訪問調査、訪問回収の方法により実施することとしている。なお、生活状況のほか、不安要素やたんの生活態度、ひきこもり状態にある方やひきこもり状態にあつた方については、そのような状態になってからの期間、そのような状態になったきっかけ等について調査するものである。	-	-	-	24,993	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-	内閣府		
3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
(1) 性犯罪・性暴力への対策の推進																								
27	I	3	(1)	①	男女間における暴力に関する調査	『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～(平成24年7月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会)及び参画両院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努める。 内閣府においては、男女間における暴力の実態について、3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施する。	平成29年度、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施した。 同調査において、「無理やり性交等された経験」等について調査しているところ、平成29年度の調査実施に当たっては、改正法の趣旨も踏まえ、調査対象を女性のみから性別を問わない(男性も含む)よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。	14,330	16,954	118.3	-	-	-	-	-	-	-	92	105,133	7	1	7-4	内閣府	
28	I	3	(1)	①	性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究	性犯罪捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害者の潜在化を防止する。	衆参両院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、警察において、性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査を推進するための調査研究を実施する。	-	-	-	-	1,030	-	-	-	-	-	-	7	4	-	警察庁		
29	I	3	(1)	①	外国法制の継続的調査	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目的として、性犯罪に係る事業の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	諸外国における性犯罪に関する法制及びその運用状況について調査を行う。	-	-	-	-	6,242	-	-	-	-	-	-	7	4	-	法務省		
30	I	3	(1)	①	性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目的として、性犯罪に係る事業の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	公式統計等を基に、性犯罪の被害発生率、被害者と疑者との関係等の性犯罪等被害に関する分析を実施する。	36,437の内数	29,748の内数	-	60,762の内数	58,938の内数	-	-	-	-	-	-	7	4	-	法務省		
31	I	3	(1)	①	第5回犯罪被害者実態(贈答)調査	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目的として、性犯罪に係る事業の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	無作為に抽出した16歳以上の男女を対象に質問調査を実施し、警察等に届出のない事件を含めた犯罪被害の実態を調査する。	2,186	1,716	78.5	26,740	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	法務省		

※1 「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づき平成29年度予算等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府庁		
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い				
								29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他	
32	I	3	(1)	①	刑法一部改正法附則第9条に基づく性犯罪に関する各種施策の3年後検討に向けた調査研究の実施	性犯罪被害者の心理学的・精神医学的知見等に関する法務研究の実施及び研究成果の報告	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実態や、改正法による改正後規定の施行の状況等を調査して、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められていると、当該検討に資するための調査研究を実施する。	性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と、捜査・公判における活用の在り方を研究する。	-	-	-	-	530の内数	-	-	-	-	-	-	7	4	-	法務省
33	I	3	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、性犯罪被害者が躊躇せずに必要な相談を受けられる相談体制の整備及び被害者の心身回復のため被害直後から中長期の支援が受けられる体制の整備を図ることとされている。これらを踏まえ、ワンストップ支援センターを対象とした調査を通して、相談受付体制等の在り方について検討し、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい相談体制等の整備・強化を図ることを目的とする。	性犯罪・性暴力被害者が躊躇せずに必要な支援を受けられるよう、ワンストップ支援センターの体制の充実・強化、今後の機能のあり方等について検討するために、ワンストップ支援センターにおける被害者の状況や相談等の支援の実態、課題等を把握するための調査を行う。	-	-	-	10,514	8,388	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	内閣府
34	I	3	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援者を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	9,120	5,653	62.0	11,099	11,295	-	-	-	-	79	105,140	7	4	-	内閣府	
35	I	3	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置促進が掲げられ、行政が関与するセンター設置数を平成32年までに各都道府県に最低一か所とする成果目標が設定されているところ、その目標を前倒しし、平成30年度中には全都道府県において設置が完了する見込みである。センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、引き続き、地方公共団体の取組を促進することを目的とする。	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・被害者支援体制の強化に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・被害者支援体制の強化に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	163,386	137,468	84.1	187,035	345,567	-	-	-	-	80	106	7	4	-	内閣府
36	I	3	(1)	②	若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び相談支援促進事業	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を協賛に推進することとされている。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在を防止することとされている。これを踏まえ、若年層の被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在を防止することを目的とする。	SNS等インターネットを活用した、若年層における女性に対する暴力の相談を試行的に実施する等、若年層の被害者が相談しやすい体制づくりを検討する。	6,080	4,162	68.5	3,891の内数	18,680	-	-	-	-	-	-	-	7	5	7-1, 7-4	内閣府
37	I	3	(1)	③	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。平成31年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する。	-	-	-	28,156の内数	28,156の内数	-	-	-	-	82	107	7	1	-	警察庁	
38	I	3	(1)	③	性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」を導入した。	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するために導入した、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」を適切に運用するとともに、性犯罪被害相談電話の更なる無料化や広報の推進による国民への更なる周知を図る。	3,328の内数	-	-	3,840の内数	12,544の内数	-	-	-	-	108	7	1	-	-	警察庁	
39	I	3	(1)	④	性犯罪捜査における適切な証拠保全	性犯罪捜査における必要な証拠を適切に採取するとともに、性犯罪被害者の潜在化を防止する。	性犯罪捜査において、薬物の使用が疑われる場合を含め、必要な証拠の収集に努めるなど、適切に対応するよう研修等の機会を通じて都道府県警察に指導していくとともに、被害者の身体等から迅速・確実に証拠資料を採取するための資機材を警察官に整備する。 また、警察への届出を躊躇している性犯罪被害者の身体等から医療機関において証拠資料を採取しておくための性犯罪証拠採取キットについて、平成26年度から28年度までの間に実施したモデル事業の結果を踏まえつつ、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する。	性犯罪捜査において、薬物の使用が疑われる場合を含め、必要な証拠の収集に努めるなど、適切に対応するよう研修等の機会を通じて都道府県警察に指導していくとともに、被害者の身体等から迅速・確実に証拠資料を採取するための資機材を警察官に整備する。 また、警察への届出を躊躇している性犯罪被害者の身体等から医療機関において証拠資料を採取しておくための性犯罪証拠採取キットについて、平成26年度から28年度までの間に実施したモデル事業の結果を踏まえつつ、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する。	-	-	-	4,167	4,964	-	-	-	-	-	-	7	4	-	警察庁
40	I	3	(1)	④	性犯罪捜査体制の整備 女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	性犯罪捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害者の潜在化を防止する。	性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官により対応できるよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成30年4月現在8,859名指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付き添い等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施している(ほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している)。	性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官により対応できるよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成30年4月現在8,859名指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付き添い等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施している(ほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している)。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109	7	4	-	警察庁	
41	I	3	(1)	⑤	薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発	第195回特別国会において、若年層におけるいわゆる「デートレイプドラッグ」による性犯罪・性暴力等の予防啓発の重要性が指摘されたことを受け、薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力について、男女共同参画局のホームページ内に特設サイトを立ち上げ、被害に遭う危険性や相談窓口の情報等を周知する。	薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力について、男女共同参画局のホームページ内に特設サイトを立ち上げ、被害に遭う危険性や相談窓口の情報等の周知を図っている。	993	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	7-1	内閣府

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づき平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁							
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い									
					29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)							31年度予算要求額(千円)	分野		大項目	その他					
(2) セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進																								
42	I 3 (2)	-	幹部・管理職員ハラスメント防止研修(仮称)の実施	最近の幹部職員等による不祥事を受け、当面の措置として、国民の信頼を得られる行動様式、幹部・管理職員として全体の奉仕者としての在り方を再認識させる。	幹部職員等を対象とする研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止については、自らの行動もたらす職場内外への影響の大きさ、事案が発生した場合の組織内での対応として幹部自身へお伝え知識を付与する。パワーハラスメント防止については、部下のモラルダウンが及ぼす影響などパワーハラスメントの必要性の説明や、自らが加害者とならないようアンガーマネジメントの手法などを付与する。	-	-	-	-	-	4,815	-	-	-	-	-	7	8	-	人事院				
43	I 3 (2)	-	職場におけるハラスメントへの総合的な対応	職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、相談件数が高止まっている状況にあり、企業によるセクシュアル・ハラスメント防止対策も、特に中小企業における取組状況が遅れている状況にある。こうした状況について関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分であるとの声があり、また被害を受けた労働者への支援強化が求められている。 このため、セクシュアル・ハラスメントの未然防止の意義等について周知徹底を図るとともに、被害者への迅速な相談対応等の支援により、労働者が安心して働き続けられる雇用管理改善の推進及び労働災害の防止を図る。	全国ハラスメント撲滅キャンペーンの実施(事業主向け説明会の開催、労働者向けハラスメント対応特別相談窓口の設置)による周知・啓発や労働者からの相談への迅速な対応、セクシュアル・ハラスメント対策への取組が遅れている中小企業への支援を実施。 (平成31年度予算) 「ハラスメント撲滅月間」を設定し、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。中小企業を対象としたセミナーや専門家による個別企業の訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行う。	487,479の内数	453,720の内数	-	509,719の内数	1,001,544の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	厚生労働省		
44	I 3 (2)	-	セクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメント(以下、「セクハラ」という。)については、平成10年に人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)を制定し、その防止等に取り組んできたところであるが、依然として、懲戒処分に至るセクハラ事案が起きており、さらに平成30年4月以降には、幹部職員が関係するような事案も複数確認され、人事院規則等の内容が十分に理解されていないなどの問題が判明した。 こうした中、政府においても検討が進められ、同年6月12日、すべての女性が輝く社会づくり本部において「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」が決定され、これを受け、同月13日には、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)から人事院総裁に対し、各府省から独立した外部の者からの相談窓口等のセクハラ対策の強化に向けた必要な対応の検討要請が行われた。 この要請も踏まえ、国家公務員におけるセクハラ防止のための対策について検討し、所要の措置を講ずる。	・職員からセクハラ被害に遭った外部の者からの相談窓口を人事院に設けることとし、所要のポストを新設する。 ・幹部職員を含めた全ての職員に対し、セクハラに係る人事院規則等の内容について周知徹底させるため、個々の職員がそれぞれの業務の都合に合わせて受講できる自習用研修教材を作成する。 ・課長級職員及び幹部職員への研修義務化とその手法について検討し、所要の措置を講ずる。	-	-	-	-	-	-	973	-	○	-	-	-	-	-	-	-	人事院		
45	I 3 (2)	-	新任幹部職員等向けセクシュアル・ハラスメント防止のための「オンライン研修」	セクシュアル・ハラスメント事案の発生を受け、平成30年6月12日に「第7回すべての女性が輝く社会づくり本部」が開催され、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」が決定された。同緊急対策において、各府省の長が行うセクシュアル・ハラスメント防止のための研修について、課長級職員及び幹部職員にも研修を義務化することとされた。	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、各省各府が実施する研修を受講できなかった各府省等の新任課長級職員及び新任幹部職員を対象にオンライン研修による補完的研修を実施し、幹部職員全員の確実な研修受講を期する。	-	-	-	-	-	-	7,290	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣官房			
46	I 3 (2)	-	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」に基づく対策の推進	昨今のセクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりも踏まえ、政府は、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を取りまとめた。 被害の防止や被害が発生した際の対応、再発防止のための措置が適切に行われるよう、セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善や、行政における取材対応の改善を実施する。	○セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善 ・セクシュアル・ハラスメントの防止に係る法令等の周知徹底 ・外部の者からのセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備 ・地方公共団体への要請 ・プライバシー侵害情報の削除 など ○行政における取材対応の改善 ・各府省における取材環境の整備 ○メディアへの要請 ・メディアの分野における女性の参画拡大等の要請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	-	内閣府	
(3) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶																								
47	I 3 (3)	①	「AV出演強要・JKビジネス」被害防止月間」等広報啓発事業	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・「JKビジネス」被害防止月間」等の広報啓発を行う。 若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	-	-	-	4,324	4,324	-	-	-	-	-	-	-	113,137	7	5	7-1, 7-4	内閣府		
48	I 3 (3)	①	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、昨年5月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議(以下「対策会議」という。)が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、各種取組を実施しているところである。 また、本年3月に開催された対策会議において、昨年度中の取組の実施結果がまとめられ、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題の根絶に向け、政府を挙げたより一層の取組が必要とされたことから、今後も引き続き対策を講ずることとする。	平成29年5月19日に対策会議において決定された今後の対策を踏まえ、都道府県警察に通告を發出し、取締り等の推進、教育・啓発の推進、相談体制の充実等について指示している。 平成30年度末に、子供の性被害防止対策のための啓発DVDが完成予定であり、この啓発DVDを活用するなどして教育・啓発の強化を図るほか、引き続き、更なる実態把握や取締り等を実施する。 そのほか、平成31年度予算として要求中の「子供の性被害防止の気運を高めるための広報啓発に必要な経費」により、いわゆる「JKビジネス」を含めた子供の性被害防止に関し、LINEを活用した広報啓発を実施する。	-	-	-	3,959	259	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113	7	4	7-5	警察庁
49	I 3 (3)	①	地方消費者行政推進事業	どこに住んでも質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ定型的に支援してきたところ。 今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに加え、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。	AV出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備(相談員研修等の充実)などに積極的に取り組む地方公共団体を支援する。	-	-	-	2,400,000の内数	4,000,000の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	116	7	1	8-2	消費者庁	

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁			
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い					
								29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を扣除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他		
50	I	3	(3)	①	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策に基づく施策の推進	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。 消費者の利益擁護を図るための消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などを行うことができる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。	AV出演強要問題に関し、被害者が締結している契約が消費者契約に該当する場合は、消費者契約法において、例えば、退去を妨害する勧誘を繰り返す等第9条に該当する不当な勧誘が行われた場合は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることや、不当に高い違約金を定める等第8条及び第10条に該当する不当な契約事項については無効であること等について、業界関係者に対して、周知を行う。また、これに関し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。	43,034の内数	25,558の内数	—	82,693の内数	86,918の内数	—	—	—	—	93	113	7	4	—	消費者庁		
51	I	3	(3)	②	「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」に基づく対策の推進	「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童買春、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の対策を総合的に推進する。	「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童買春、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の対策を総合的に推進する。	47,108の内数	7,717の内数	—	59,029	58,129	—	—	—	—	96,97,98,99,100	111,112	7	5	—	警察庁		
52	I	3	(3)	②	「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取に係る対策の基本計画)」に基づく対策の推進	児童に対する性的暴力の事案において、児童から事情聴取を行うに当たっては、児童が繰り返し被害を問われることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶が汚染されることを防止して信用性の高い供述を得る必要がある。そのため、平成27年10月から、検察、警察、児童相談所が連携し、その代表者が聴取を行うなどの取組を実施している。	法務省、警察庁及び厚生労働省においては、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施しており、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしているところ、検察庁では、被害児童の負担軽減、被害回復や再被害防止に向けた取組に適切に対応するため、児童聴取設備や人的体制等の整備を図る。	21,244	21,244の内数	—	21,222	85,854	—	—	○	—	—	—	—	—	—	法務省		
53	I	3	(3)	②	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点から迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6	2,304	2,304	—	—	—	—	—	110,136	7	7	—	内閣府		
54	I	3	(3)	③	若年層における女性に対する暴力的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力的な予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力的な予防啓発の充実に向けて、啓発手法について有識者検討会における分析を行うとともに、被害者支援マニュアル等の作成を行う。	—	—	—	10,514	—	—	—	—	—	123,138	7	4	7-1	内閣府			
55	I	3	(3)	③	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討 女性、子どもからの人権相談体制の整備 女性の人権及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施	職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイトやSNSを通じたパワハラ被害や児童ポルノ被害等が大きな社会問題となっており、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のため、広報啓発活動を実施するほか、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備する必要がある。 女性、子どもからの人権相談体制の整備 法務省の人権相談機関では、女性の権利に関する専用相談電話「女性の権利ホットライン」を全国50か所の法務局・地方方法務局に設置し、人権相談委員や法務局職員が、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じている。また、同様に全国の法務局に専用相談電話「子どもの権利10番」を設置するほか、全国の小中学生に「子どもの人権SOSセンター」を配布し、子どもが相談しやすい相談体制の整備に努めている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言などの必要な支援を行っている。	【女性、子どもからの人権相談体制の整備】 法務省の人権相談機関では、女性の権利に関する専用相談電話「女性の権利ホットライン」を全国50か所の法務局・地方方法務局に設置し、人権相談委員や法務局職員が、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じている。また、同様に全国の法務局に専用相談電話「子どもの権利10番」を設置するほか、全国の小中学生に「子どもの人権SOSセンター」を配布し、子どもが相談しやすい相談体制の整備に努めている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言などの必要な支援を行っている。 【女性の人権及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権相談機関では、「女性の権利を守ろう」と及び「子どもの人権を守ろう」(啓発活動協議事務局)の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布等を行っている。	3,382,831の内数	3,382,831の内数	—	3,406,992の内数	3,906,952の内数	—	—	—	—	—	—	—	—	9	2	—	法務省
56	I	3	(3)	④	若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討 若年被害女性等支援モデル事業	様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながらないといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。(平成30年度創設)	困難を抱えた若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。 具体的には、以下の4つの事業を実施。 ①アウトリーチ支援(夜間見回り、声掛け、相談窓口による相談及び面談等) ②関係機関連携会議の設置(公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有) ③居場所の提供に関する支援(安心・安全な居場所の提供、日常生活上の支援、相談支援) ④自立支援(新たな居住地に関する支援、就労支援等)	—	—	—	15,870,123の内数	20,769,939の内数	—	—	—	—	—	—	—	7	2	—	厚生労働省	
(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																								
57	I	3	(4)	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	DV被害者のための相談機関案内サービス	平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から暴力を受けたことがあった人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかつた」人は半数近くであった。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所・トイレ等を目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうよう地方公共団体に依頼)。	1,631	1,349	82.7	1,631	1,631	—	—	—	—	89	128	7	2	—	内閣府	

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁			
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)		関連性の高い		
								29年度歳出予算額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)								分野	大項目	その他
58	I	3	(4)	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	女性に対する暴力被害者支援のための官・官民連携促進事業	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。センターを設置した地方公共団体における個別事業の対応を含めた関係機関連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。センター設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。	22,539	18,604	82.5	22,407	24,556	-	-	-	99、90-2	127、130、141	7	2	-	内閣府	
59	I	3	(4)	②	婦人保護事業の見直し検討	困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者等が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。このような経緯から、関係省からは、制度に柔軟的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直す必要と問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。	17,798,587	8,296,809	-	18,203,705	23,016,207	-	-	-	90	129	7	2	-	厚生労働省	
60	I	3	(4)	③	関係機関相互の連携体制の整備強化	女性に対する暴力被害者支援のための官・官民連携促進事業(58の再掲)	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。センターを設置した地方公共団体における個別事業の対応を含めた関係機関連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。センター設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。	22,539	18,604	82.5	22,407	24,556	-	-	-	88、90-2	127、130、141	7	2	-	内閣府	
61	I	3	(4)	④	加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に関する今後の在り方の検討	被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた具体的な取組として、加害者更生プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討することとされている。これを踏まえ、加害者更生プログラムの位置付けや被害者の安全確保に向けた機関連携促進に関する連携指針等について調査・検討を行うことにより、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の整備・促進を目的とする。	-	-	-	10,221	10,647	-	-	-	-	131	7	2	-	内閣府	
62	I	3	(4)	⑤	改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を確認した今後の在り方の検討	配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正から4年を経過したことを受けて、その施行状況や、相談内容・被害の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132	7	1	-	内閣府	
(5) ストーカー事案への対策の推進																						
63	I	3	(5)	①	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成29年中のストーカー事案の相談件数は23,079件と高水準で推移しており、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	41,274	104,239	-	137,531	107,724	-	-	-	86	124、125、126	7	3	-	警察庁	
64	I	3	(5)	①	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	ストーカー等の事案は、被害が継続的に発生し、かつ、深刻化するおそれ強いところ、いまだ深刻化していない初期段階であれば、比較的解決しやすい傾向にあるものの、事案が深刻化してから顕在化することが多い。そこで、被害が深刻化する前の初期段階で弁護士等が介入し、生命・身体保護を図り、事案の解決につなげるため、日本司法支援センター(法テラス)において、事前の資力審査を要しない迅速な法律相談を実施する。	14,806,609	14,806,609	-	14,567,604	16,591,206	-	-	-	-	-	7	3	7-1	法務省	
65	I	3	(5)	①	女性からの人権相談体制の整備	女性からの人権相談体制の整備	【女性からの人権相談体制の整備】法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方司法支局に設置し、人権擁護委員や法務局職員が、ストーカー行為を含む女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に対応している。人権相談では、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言など必要な支援を行っている。	3,382,831	3,382,831	-	3,406,992	3,906,952	-	-	-	-	-	9	2	-	法務省	
66	I	3	(5)	②	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	【女性の人権及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の1つとして掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布等を行っている。	11,545	9,180	79.5	12,709	-	-	-	-	86	124、125、126	7	3	-	警察庁	

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府庁			
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い					
								29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他		
67	1	3	(5)	③	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル並びに相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相対等件数が増加している中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の照会による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握するものである。	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル並びに相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化するプログラムを開発する。	12,061	83,938の内数	—	15,495	—	—	—	—	—	86	124、125、126	7	3	—	警察庁	
(6)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																								
68	1	3	(6)	①	的確な実態把握の推進	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等を把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査を行い、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	134	7	1	—	内閣府	
69	1	3	(6)	②	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施(53の再掲)	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。「人身取引対策計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行協会、JOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6	2,304	2,304	—	—	—	—	—	—	110、136	7	7	—	内閣府	
70	1	3	(6)	②	「AV出演強要・JKビジネス」等広報啓発事業(47の再掲)	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・JKビジネス」被害防止月間」等の広報啓発を行う。 若年層を対象としたシンポジウムの実施 ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	—	—	—	4,324	4,324	—	—	—	—	—	—	113、137	7	5	7-1、7-4	内閣府	
71	1	3	(6)	②	広報、啓発の充実	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究(54の再掲)	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応ができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	—	—	—	10,514	—	—	—	—	—	—	123、138	7	4	7-1	内閣府	
72	1	3	(6)	②	女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。 潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の権利尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動ポスター・リーフレットを作成し、関係府庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。	6,373	3,167	49.7	10,697	10,697	—	—	—	—	—	—	—	135	7	1	—	内閣府
73	1	3	(6)	③	女性に対する暴力被害者支援のための官制・官民連携促進事業(58の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援業務)に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するものを実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 センター設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。	22,539の内数	18,604の内数	—	22,407の内数	24,556の内数	—	—	—	—	—	88、90-2	127、130、141	7	2	—	内閣府	
74	1	3	(6)	③	関係機関の連携の促進及び研修等の充実	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を帯びている。こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者にならないことを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。	6,080	4,162	68.5	3,891の内数	18,680の内数	—	—	—	—	—	94	139	7	1	—	内閣府	
75	1	3	(6)	③	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(34の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	9,120	5,653	62.0	11,099	11,295	—	—	—	—	—	79	105、140	7	4	—	内閣府	

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段					重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁				
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)		関連性の高い			
					29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)								分野	大項目	その他	
76	I 3 (6) ③	関係機関の連携の促進及び研修等の充実	女性からの人権相談体制の整備	職場等におけるセクシュアルハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイトやSNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害等が大きな社会問題となっており、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のため、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備し、また、人権擁護事務担当者・人権擁護委員が相談者等に対する適切な対応を確実に行えるよう教育・研修等の充実を図る必要がある。	【女性からの人権相談体制の整備】 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方司法支庁に設置し、人権擁護委員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為、いわゆる「子連れ」出産強要問題、「JKビジネス」問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じている。人権相談では、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言など必要な支援を行っている。また、被害申告があった場合には、調査など、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていることとしている。	3,382,831の内数	3,382,831の内数	-	3,406,992の内数	3,906,952の内数	-	-	-	-	-	9	2	-	法務省	
【人権擁護事務担当者・人権擁護委員に対する研修の充実】 法務省の人権擁護機関では、人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫やパートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込んでいる。																				
IIあらゆる分野における女性の活躍																				
1. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進																				
(1) 多様で柔軟な働き方の推進																				
77	II 1 (1) ①	働き方改革関連法案の早期成立に向けた取組の推進	長時間労働の是正	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献など生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	①時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正 ・罰則付きの時間外労働の上限規制の導入、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する罰則制度の見直し、高度プロフェッショナル制度など多様で柔軟な働き方を可能とする制度の創設などの労働基準法改正を含む働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年6月に成立したことを受け、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図る。 ・上限規制については、その施行に向けて、特別条項を適用する場合でも上限時間水準までの協定を安易に締結するのではなく、月45時間、年360時間の原則的上限に近づける努力が求められることも含め、事業主等へ法内容の周知を行う。 ・上限規制の適用が猶予される自動車の運転業務、建設業及び医師については、関係する協議会等において労働時間の短縮策等について検討する。	2,100,667	1,384,886	65.9	6,139,199	15,162,293	-	-	-	-	4	1	1	1	3-1	厚生労働省
②生産性を上げながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 ・時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。 ・「働き方改革推進支援センター」において、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等について、労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援、企業の取組事例や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図る。																				
③勤務間インターバルの導入促進 勤務間インターバル制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知等を通じて、勤務間インターバル制度の普及促進を図る。																				
78	II 1 (1) ②	地域における働き方改革に関する取組の支援	地域における働き方改革に関する取組の支援	出生率や働き方に関する各種指標は地域によって大きく異なるものがある。このため、国全体での対策に加えて、地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した働き方改革を推進していく取組を、関係府省一体となって支援する必要がある。	(これまでの取組) 各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報提供や構成員の派遣するとともに、各地域での取組について情報交換する場を設定するなど支援を行った。 (来年度の実施予定) 「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への支援をはじめ、これまでの支援に引き続き取り組むことにより、地域における先駆的・優良な取組の横展開を継続して推進していく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	3	1	-	内閣官房	
79	II 1 (1) ③	企業における時間単位有給休暇の取得促進等に関する取組の推進	企業における時間単位有給休暇の取得促進等に関する取組の推進	全ての人が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方改革を推進し、長時間労働を抑制し生産性を意識した効率的な働き方を進めていくこと併せて、休み方改革、「休む」意識を浸透させ、育児や介護等の様々な理由で年次有給休暇を取得できる環境を整備することが重要である。 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)等において、政府目標として2020年(平成32年)までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させることとされているが、平成28年の取得率は49.4%に留まっており、引き続き年次有給休暇の取得促進に取り組む。	10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、年次有給休暇を取得しやすい時期(夏季、年末年始及びゴールデンウィーク)に集中的な広報を行うとともに、地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。	214,658	161,423	75.2	216,784	253,417	-	-	-	-	4	-	1	1	3-1	厚生労働省
80	II 1 (1) ④	柔軟な働き方がしやすい環境の整備	雇用類似の働き方に関する検討	近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらない働き方も注目されている。 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においても、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般(請負、自営等)」に対して2017年度以降、それぞれの働き方について順次実施を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。」とされたことから、引き続き検討を行う。	雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
81	II 1 (1) ④	多様な就業形態に関する実態調査	多様な就業形態に関する実態調査	近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらない働き方も注目されている。 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においても、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般(請負、自営等)」に対して2017年度以降、それぞれの働き方について順次実施を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。」とされたことから、多様な就業形態の実態について調査を行う。	雇用類似の働き方に関する保護等の在り方の検討に資するため、多様な就業形態の実態について調査を行う。	-	-	-	-	11,553	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	

※1 「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府庁				
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要員	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い						
								29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他			
82	II	I	(1)	④	柔軟な働き方がしやすい環境の整備	副業・兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーション、起業の手段や第2の人生の準備として有効であり、柔軟な働き方がしやすい環境を整備し、副業・兼業を普及促進することは働く女性の就労の選択肢の拡充につながり、女性活躍に資する。 ※平成29年3月28日に閣議決定された「働き方改革実行計画」では、「労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る」旨が盛り込まれている。	副業・兼業に関するガイドライン等の普及のためのパンフレットの作成・労働契約法等の周知啓発のために実施しているセミナーの開催(副業・兼業に係る労働時間や労働契約等に関するルール及びガイドラインについての説明) 副業・兼業を行う労働者の健康管理にかかる相談等の支援	-	-	-	108,833	126,049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省			
②ワーク・ライフ・バランスの推進																									
83	II	I	(2)	①	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づき認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同法第20条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を策定した。これらに基づき、国や独立法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づき認定取得企業等)を加点評価することとしており、この取組を地方公共団体、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連、民間企業等へ広めることにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	国の全26機関が平成28年度中に取組を開始。うち、30年度に全面实施する機関は20機関。 国の平成29年度の取組状況は、金額で約6,200億円(取組対象の約15%)、件数で約8,500件(取組対象の約20%)。 独立行政法人等の全182機関のうち、平成30年度に170機関が全面实施。 現在、国等の取組状況(平成29年度)等及び地方公共団体の実施状況(平成30年7月1日現在)について調査中。	7,167	7,236	101.0	-	-	-	-	-	-	-	17	37	3	3	1-4、2-4、5-1、6-3、10-5	内閣府		
84	II	I	(2)	①	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づき認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同法第20条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を策定した。これらに基づき、国や独立法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づき認定取得企業等)を加点評価することとしており、この取組を地方公共団体、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連、民間企業等へ広めることにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	平成30年9月に「職場情報総合サイト」が一般公開されることも踏まえ、内閣府、総務省及び厚生労働省で、認定取得企業等の情報提供の充実について検討を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	37	3	3	1-4、2-4、5-1、6-3、10-5	内閣府、総務省、厚生労働省
85	II	I	(2)	②	企業等におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査研究	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(行動指針)において、数値目標として「仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定する」とされている。 また、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等が連携し、雇用等における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を効果的に推進するとされている。内閣府では、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において設定されている数値目標の期限である2020年以降、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割、目標を検討するため、ワーク・ライフ・バランスに関する調査研究を行い、基礎資料とする。	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において設定されている数値目標の期限が2020年までであること踏まえ、2020年以降、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割、目標を検討するため、ワーク・ライフ・バランスに関する調査研究を行い、基礎資料とする。	5,202	7,020	134.9	-	-	-	-	-	-	25	42	3	1	-	内閣府			
86	II	I	(2)	②	ワーク・ライフ・バランス等を推進するための情報発信及び経営者・管理職向けセミナーの開催	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(行動指針)において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進することとされている。また、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコメントを促し、経営者のリーダーシップによる取組を促進することとされている。こうした必要性を踏まえ、内閣府では、企業経営者・管理職等に対して、ワーク・ライフ・バランスを経営戦略に位置付けて取り組むことについて理解と行動を促進するためのセミナーを開催する。	ワーク・ライフ・バランスに関する企業等の取組事例について、仕事と生活の調和レポートに掲載するほか、仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法(好事例)等の普及啓発を図るため、経済団体等と連携し、経営者や管理職を対象としたトップセミナー等を開催する。	3,915	2,106	53.8	-	-	-	-	-	-	25	42	3	1	-	内閣府			
87	II	I	(2)	③	国家公務員のフレックスタイム制の活用促進	フレックスタイム制を活用し、職員が自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方をすることによって、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	フレックスタイム制については、平成28年4月に原則として全ての職員に対象が拡充されたところである。育児や介護を行う職員を始めて、職員がフレックスタイム制を活用し、自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方をすることは、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資するものであり、引き続き制度の周知を図り、一層の活用を促進していく必要があるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、引き続き取組を進める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	45	2	3	-	人事院
88	II	I	(2)	③	公務員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	男女双方の働き方改革に関する取組	ワーク・ライフ・バランスの推進及び働き方改革は、育児・介護等時間制約のある職員のみならず、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠である。このため、ワーク・ライフ・バランス推進強化月間を通じて、各府省等は、創意工夫の上、働き方改革に具体的に取組むことで、超過勤務を縮減し、職員・職場の意識変化を進める。また、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った国家公務員の職場のうち、特に優秀なものを表彰することで、国家公務員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	ワーク・ライフ・バランス推進強化月間に係るポスターを作成し、各府省等に配布する。 各府省等から推薦があった職場を対象として、有識者からなる選考委員会が評価して表彰候補を選定、国家公務員制度担当大臣及び内閣人事局長により表彰を行う。 新たな知見・技術を活用した業務効率化を率先して実行するとともに、働き方改革に係る知見・経験を各府省等と共有し、歳が間における働き方改革を加速させる。	67,063の内数	74,478の内数	-	68,606の内数	101,604の内数	-	-	○	-	32	44	2	3	-	内閣官房		
89	II	I	(2)	③	ワーク・ライフ・バランス推進への取組	女性職員の活躍を推進するにあたって、男女全ての職員を対象とした「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランス推進への取組が不可欠である。	管理職員に対する外部講師による講演を実施する。 「働き方改革」の専門企業へコンサルティングを委託する。	-	-	-	-	-	8,480	-	-	-	-	-	-	32	-	2	3	11-1	国土交通省(海上保安庁)

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段					重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁				
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)		関連性の高い			
									29年度歳出予算額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)								分野	大項目	その他	
90	II	1	(3)	(2)	(3)	公務員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における職員のワークライフバランス推進に向け、働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介を行う。 また、女性活躍・働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に取り組みむ地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的な実践的な取組手法を取りまとめる。 地方公共団体の「ゆう活」の取組については、「ゆう活の趣旨に即した取組」を含め地域の実情に即した積極的な取組を行っていただくよう働きかけを行う。	-	-	-	12,949の内数	15,864の内数	-	-	-	-	-	46	2	3	-	総務省
(3)テレワークの推進																								
91	II	1	(3)	(1)	(3)	テレワーク普及展開推進事業	ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の普及展開を飛躍的に推進することにより、働き方改革を加速する。	専門家の派遣、セミナーの開催、普及拡大の担い手育成を目的とした講習会の開催及びワークブックの作成、先進事例の収集及び表彰、「テレワーク・デイズ」、「テレワーク月間」等を通じた普及啓発、地域全体でのテレワーク導入を支援する「まちごとテレワーク」、サテライトオフィスの活用促進のための調査、障害者の就業支援に資するテレワーク環境の整備等を実施。	629,848の内数	363,684の内数	-	415,851の内数	599,999の内数	-	-	-	-	6	17	3	1	-	総務省	
92	II	1	(3)	(1)	(3)	テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークをこれら導入しようとする企業等に対しては、そのメリットや好事例を様々な形で発信していくことが有益であるとともに、普及に当たってはテレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	・労務管理上の留意点・VDT作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催する。 ・テレワークを導入する先進企業等に対し、表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて広く周知する。 ・企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言(テレワーク宣言)、テレワークを導入する取組を実施。取組内容を周知し、導入促進の波及効果をもたらす。	49,742	40,394	81.2	54,716	55,759	-	-	-	-	11	18	3	1	1-1	厚生労働省	
93	II	1	(3)	(1)	(3)	テレワーク相談センターの設置	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークという働き方は、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管理が複雑になるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。 テレワークの導入に当たっては、労務管理やセキュリティ対策を始め、課題も多いため、テレワークを導入する企業にノウハウを提供することが有効であり、これによってテレワークの支援策をより一層推進することを目的とする。	・テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に答える相談センターを設置する。 ・テレワークの導入を検討する企業に対し、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。 ・テレワーク総合ポータルサイト(仮称)の設置、運営(平成31年度新規)	55,775	44,394	79.6	31,510	35,553	-	-	-	-	12	19	3	1	1-1	厚生労働省	
94	II	1	(3)	(1)	(3)	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 中小企業においてはテレワークの導入は低額であることから、テレワークの導入に資金面で苦慮する中小企業についても本事業により支援を行うことで、良質なテレワークを普及させることを目的とする。	テレワークを新規で導入する中小企業事業主や、テレワークの更なる活用を図る事業主に対して、機器の購入等導入経費の一部を助成する。	72,000	49,749	69.1	114,843	118,657	-	-	-	-	13	14	3	1	1-1	厚生労働省	
95	II	1	(3)	(1)	(3)	国家戦略特区のテレワークに関する援助	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるとともに、働く方が育児や介護等を理由とした離職をすることを防ぐことや、高齢の方や障害者を持つ方に就業機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。 平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助」について規定されたことを踏まえ、国と地方自治体がそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行う。	地方自治体と連携し、相談窓口を設置するなどして、企業への導入支援や、働く方への情報提供等を実施する。	-	-	-	56,811	57,861	-	-	-	-	-	23	3	1	1-1	厚生労働省	
96	II	1	(3)	(1)	(3)	「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークによる働き方が、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在したものとしたりやすいため、労務管理上の課題を理由に事業主がテレワークの導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにもかかわらず、個人に対する情報提供、実感を持っての機会の提供等が十分でない。 こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。	・適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したテレワークのガイドラインを広く周知する。 ・労働者向けのイベントを開催し、働く方に直接テレワークのメリットを訴える。	22,457	21,569	96.0	19,062	19,214	-	-	-	-	8	16	3	1	1-1	厚生労働省	
97	II	1	(3)	(1)	(3)	テレワーク等の普及促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークによる働き方の中でも、住居に近いサテライトオフィスでの働き方は、通勤時間が削減され、労働に係る総時間時間が減少するため、育児と仕事との両立が図られる、在宅テレワークと比べ労働者にとって勤務のオン・オフにメリハリを付けることができる働き方となり、会社側にとっても労務管理を的確に行うことができるといったメリットがあることからこの普及を図る。	モデル事業として、首都圏等にサテライトオフィスを設置するとともに、その利用・運営状況を実証するため、専門員による検討委員会によりサテライトオフィスの有効な活用方法の在り方を示す。平成31年度まで実施。	351,122	120,078	34.2	289,680	304,000	-	-	-	-	9	15	3	1	1-1	厚生労働省	
98	II	1	(3)	(1)	(3)	テレワークの推進	ニッポン一億総活躍社会の実現、少子化対策に向け、都市行政の分野においても、まちづくりと連携した柔軟な働き方や女性の活躍促進など働き方改革の推進、子育てしやすいまちづくりを推進する必要がある。	すべての人が活躍できる社会の実現を目指すため、ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められる。 このため、就労者を対象としたテレワークのアンケートを実施し、テレワーカーの実態を公表することで、多様なテレワークの普及促進を図る。	25,000	24,991	99.96	20,000	20,000	-	-	-	-	16	22	3	1	-	国土交通省	
99	II	1	(3)	(1)	(3)	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(90の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例の一つとして、テレワークの活用事例の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組みむ地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、テレワークの活用を含め、各地方公共団体の参考に資する具体的な実践的な取組手法を取りまとめる。	-	-	-	12,949の内数	15,864の内数	-	-	-	-	24	2	3	-	総務省		

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づき平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁		
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要員	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い				
								29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他	
100	II	I	(3)	①	テレワーク導入に向けた支援	「世界最先端IT国家想像宣言」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき策定した「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(平成27年1月21日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日ガバメント関係会議決定)などにより、国家公務員が多様で柔軟な働き方が選択できるよう、テレワーク・リモートアクセスの環境整備に向けた具体的な取組を推進する。	○関係懇談会(平成30年6月)や次官級で構成される「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」(平成29年10月、平成30年4、6月)の場において、以下内容を各府省等に要請。 ・国家公務員のテレワーク・リモートアクセス機能の環境整備 ・「ワークライフバランス推進強化月間」、「テレワーク月間」、「テレワーク・デイズ」等を契機としながら、国家公務員のテレワークの積極的な実施 ○こうした取組を継続した結果、テレワークのハード面での環境整備は全府省等で進展し、テレワーク実施人数も着実に増加。(実施人数については、平成30年4月に公表した調査によると、平成29年度のテレワーク実績(本部分)は6,635人(うち、平成29年7月24日の「テレワーク・デイ」に実施した人数は2,018人)で、前年度と比較して約1.5倍に増加し、職員総数に占める実施割合は12.4%に上昇。 ○「リモートアクセス」についても、平成30年4月1日時点で、23府省庁等中16府省等が携帯端末(スマートフォン等)によるリモートアクセスを導入するなど、環境整備は進んでいる。 ○今後は、「テレワーク・デイズ」における各府省のテレワークの実施状況について調査するなど、引き続き2020年度までの政府目標達成に向けて各府省にテレワーク・リモートアクセスの推進について要請をしていく。	-	-	-	-	-	-	-	-	31,32	20,21	2	3	-	内閣官房		
101	II	I	(3)	②	テレワークの普及促進に向けた関係民運動の展開	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさん観光客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想されることから、会期中のテレワーク活用が有効として、オリハラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることを目的とする。	総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省(4府省)で連携し、普及・啓発活動を行う。 ・テレワーク推進フォーラムの開催 ・テレワーク関係府省連絡協議会の実施等 上記4省及び内閣官房・内閣府が主催し、毎年7月24日をテレワーク・デイズと定め、普及・啓発を行う。(テレワーク・デイズは平成30年はテレワーク・デイズとし期間を1日→1週間へと拡大した)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	経済産業省		
(4) 女性の復職・再就職等に向けた「学び直し」の拡充																							
103	II	I	(4)	①	男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」においても、女性活躍の推進のため、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進することとされている。 また、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、大学等の女性のリカレント講座の全国展開を図るため、カリキュラムや就職支援の仕組みについて産業界や地方公共団体等と連携してモデル開発を行い、その普及を図るとともに、講座開始や職業実践力育成プログラム講座の拡大を進めることとされている。	女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催等を実施する。	30,624	26,171	85.5	36,570	61,908	-	-	-	-	126	34	10	3	-	文部科学省	
104	II	I	(4)	①	女性活躍推進のための学び直し	子育て中の女性や在職者は、多忙な中で学び直しのための教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であることから、こうした課題を解決する講座の開催形態・教育手法や、企業側の時間的配慮の在り方につき調査研究・課題整理を行い、その成果を普及することで講座の開催を促進し、効率的・効果的な人材育成の推進を図る。	子育て女性等の時間の制約の大きい者にとっても受講しやすい講座の在り方(曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等)について、企業等、教育訓練機関、受講者層に対し、ヒアリング・アンケート等による調査を行うとともに、「受講しやすい」「身につけるべきスキルを効率的に身につけられる」開講形態、教育手法についての仮説を形成する。また、仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及・講座の開催促進を目指す(平成30~31年度)。 (平成31年度予算等) 仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、結果をまとめる。	-	-	-	25,285	24,297	-	-	-	-	53	30	3	5	-	厚生労働省	
105	II	I	(4)	①	履修証明制度の改正	今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、短期間で修了できるプログラムのニーズが高い。 女性の活躍促進も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、履修証明制度について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短期間のリカレントプログラムについても、大臣認定の対象とする。これらのプログラムについて教育訓練給付との連携を図り、もって我が国のリカレント教育の充実を推進する。	女性の活躍促進も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、履修証明制度について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短期間のリカレントプログラムについても、大臣認定の対象とする。これらのプログラムについて教育訓練給付との連携を図り、もって我が国のリカレント教育の充実を推進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	52	33	10	3	-	文部科学省		
106	II	I	(4)	②	離職女性のキャリア形成に向けた意識醸成	「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」においても、女性活躍の推進のため、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進することとされている。 また、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、大学等の女性のリカレント講座の全国展開を図るため、カリキュラムや就職支援の仕組みについて産業界や地方公共団体等と連携してモデル開発を行い、その普及を図るとともに、講座開始や職業実践力育成プログラム講座の拡大を進めることとされている。	女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催等を実施する。	30,624	26,171	85.5	36,570	61,908	-	-	-	126	34	10	3	-	文部科学省		
(5) 高齢女性の就業ニーズの実現																							
107	II	I	(5)	-	生涯現役支援プロジェクト(仮称)	高齢者の就業率は上昇傾向にあるものの、65歳以降になると就業ニーズと実際の就業率にギャップが生じている。 このため、就業意欲を有するすべての高齢者が生涯現役で働き続けられるよう、個々の高齢者の置かれている状況に応じた就業開始に向けた支援や就業へのきっかけ作りを行うとともに、年齢に関わりなく就業を希望すれば実現する社会創りに向けた機運醸成を図る運動を全国的に展開する。	生涯現役社会の機運醸成。在職中からのセカンドキャリア設計支援・特設設置窓口による就業希望者の取込み、高齢女性への戦略的広報等により就業ニーズの具体化を促す。	-	-	-	-	1,451,687	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
108	II	I	(5)	-	生涯現役支援窓口事業	少子高齢化が急速に進んで労働力人口の減少が見込まれる中、高齢者の就労促進を図り、高齢者が健康で意欲に応じた就業開始に向けた支援や就業へのきっかけ作りを行うとともに、年齢に関わりなく就業を希望すれば実現する社会創りに向けた機運醸成を図ることを目的とする。	全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、高齢求職者に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に実施する。 働き方改革実行計画で、「2020年までに300箇所とする。」とされていることを踏まえ、平成31年度には、180箇所から240箇所に拡充する予定。	958,484	881,273	91.9	1,498,942	1,925,724	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府舎庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要員	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い					
					29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他			
(6) 女性活躍による地方創生																					
109	II 1 (6) ①	地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進	地域女性活躍推進交付金	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)2分の1(平成31年度要求) (交付上限)都道府県 1,000万円(平成31年度要求) 政令指定都市 500万円(平成31年度要求) 市区町村 250万円(平成31年度要求) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。 本交付金の活用により、地域の女性の起業や起業後の事業継続を支援する観点である男女共同参画センターによる「女性起業家等支援ネットワーク」との連携により、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する相談会や企業とのマッチング等の支援を行うことを促進する。	609,442	562,145	92.2	200,000	240,380	-	-	-	-	49,60	80,81	2	4	4-2	内閣府	
110	II 1 (6) ②	地方における女性活躍の推進	わくわく地方生活実現政策パッケージ(女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし)	現在職についていない女性・高齢者等の起業・就業(事業承継を含む。)の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図る。そのため、現在職についていない地方在住者の起業(金融機関の評価も活用)又は中小企業等への新規就業を支援する。地方創生推進交付金を活用した必要な支援も検討する。 起業については、中小企業庁との連携の下、各種金融機関からの資金融通等と組み合わせて支援する。	人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保を図るため、女性・高齢者等の起業や新規就業の促進を支援する。	-	-	-	-	115,000,000の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣官房 内閣府 経済産業省(中小企業庁)		
111	II 1 (6) ③	自治会・町内会等地域に根差した組織・団体の持続可能な活動に向けた女性活躍の推進	地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。 また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組(はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層)が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。 このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成する。	女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根差した組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行う。	4,922	3,827	77.8	4,922	4,922	-	-	-	-	78	82	4	1	-	内閣府	
112	II 1 (6) ④	女性が変わる未来の農業推進事業	女性農業の推進	女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っており、女性が経営に参画している経営体ほど収益力が向上する傾向にある。農業の成長産業化に向け、女性の能力が一層発揮されるよう、地域リーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備を推進し、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指す。	地域の農業界を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を実践型研修を通じて支援。 農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、女性の活躍推進に取り組みとする意欲ある経営体向けのセミナーの実施、取組効果の検証等を行い、ロールモデルとなる取組を全面に展開。	-	-	-	96,043	96,043	-	-	-	-	62,71	83	4	4	4-3	農林水産省	
113	II 1 (6) ④	漁業分野における女性活躍の推進	漁業の水産分野における女性活躍の推進	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性を中心とした様々な活動を展開していることが効果的であるが、漁業・水産業の分野においては、女性の視点を取り入れた活動が少いのが現状。そのため、女性を中心とした活動や男女共同参画による活動の企画立案、地域の実践、成果の公表等のあらゆる場面で支援を行い、漁村地域における女性の活躍を強力に推進していく必要がある。	漁村女性の経営能力の向上や女性を中心として取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等を支援する。	-	-	-	19,935	19,935	-	-	-	-	-	85	4	3	-	農林水産省(水産庁)	
114	II 1 (6) ④	多様な担い手育成事業	多様な担い手育成事業	林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施策集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施策の実施とともに、これらを行う人材の確保・育成が必要である。そして林業分野において有望な人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があることから、次代の林業を担う人材を確保・育成するとともに、女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業者のネットワーク構築等を支援するとともに、女性林業者の活躍推進のための就業ガイドラインの整備等に取り組み。	女性林業者への安全研修会(9箇所)や女性を対象とした林業体験等(4箇所)の実施、女性林業者のネットワーク化を図るため、全国レベルの交流会の開催(1回)を支援するとともに、女性林業者の活躍を促進するための経営者向けハンズオンを作成。 ※実施箇所数はH29年度実施。 (平成31年度予算概算要求等)引き続き、女性林業者への安全研修会や女性を対象とした林業体験等の実施、女性林業者のネットワーク化を図るため、全国レベルの交流会の開催を支援するとともに、女性林業者の活躍推進のための就業ガイドラインの整備等を実施。	40,624の内数	40,624の内数	-	37,972の内数	49,000の内数	-	-	-	-	-	84	4	3	4-4	農林水産省(林野庁)	
2. 男性の暮らし方・意識の変革																					
(1) 「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進																					
115	II 2 (1) ①	両立支援等助成金(出生時両立支援コース)	両立支援等助成金(出生時両立支援コース)	男性の育児休業取得等に関しては、以下のおり協議決定等により数値目標等が掲げられている。 1. 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) * 第1子出産前後の女性の継続就業率 2015(平成27年) 53.1% → 2020(平成32年) 55% 2. 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定) * 男性の育児休業取得率 2015(平成27年) 2.85% → 2020(平成32年) 13% これらを踏まえ、助成金の支給により、事業主等の取組をさらに促進し、男性が育児休業等取得しやすい環境整備を進める。	男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組む事業主に対して、助成金を支給する。	878,400	2,112,743	240.5	3,643,200	3,593,700	-	-	-	-	18	26	1	2	-	厚生労働省	
116	II 2 (1) ①	企業における取得の促進	男性の育児休業取得促進事業	女性が仕事や育児等を両立しながら活躍するには、男性が育児、家事を担うことが重要である。 男性の育児参画や育児休業取得の促進については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等に盛り込まれ、男性の育児休業取得率に係る政府目標が平成32年度までに13%と具体的に掲げられているところである。 本事業を通じて男性労働者の仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む事業主等への支援を実施するとともに、男性の育児参画を促すため、育児休業以外でも男性が育児のための休みを取することを積極的に勧奨する。	男性労働者の仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む事業主等への支援を実施。 ・育児休業の取得促進と併せ、育児休業以外でも子が出生して8週間以内に男性が育児のために休みを取することを勧奨し、男性の育児参加を促すため、全国的なキャンペーンを実施する。 ・企業及び企業に働きかけを行う自治体を対象としたセミナーの開催、職場内研修資料等の周知広報を通じ、男性の育児休業取得に対する職場の理解や支援を促進させる。 ・男性労働者の仕事と育児の両立支援に積極的に促進し、業務改善を図る企業の表彰や、部下の仕事と育児の両立を支援する管理職の表彰を実施し、ロールモデルとして普及を図る。 ・「イクメンプロジェクト」ホームページの運営等による情報発信や提供 ・「イクメンプロジェクト推進委員会」の設置・運営	63,130	54,092	85.7	68,054	86,979	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	厚生労働省

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁				
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い						
									29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他			
117	II	2	(1)	①	企業における取得の促進	次世代育成対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定届の届出状況は101人以上の企業において97.3%を達成 「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)等により、平成32年までに認定企業数を3000企業とする政府目標が掲げられている。 これらを踏まえ、行動計画の次世代育成対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定及び認定について企業への周知や支援を実施。	次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・認定等に関し、企業への周知及び支援を労働局等において行う。	16,828	12,481	74.2	23,389	23,759	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	厚生労働省			
118	II	2	(1)	②	男性職員の育児休業取得促進	職業生活と家庭生活の両立は、性別にかかわらずすべての職員が活躍していくための前提となるものであり、優秀な人材の確保の観点からもこれを積極的に支援していく必要がある。	各府省に向けて両立支援連絡協議会や制度説明会等様々な機会を通じて指針の周知徹底を図っていく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人事院				
119	II	2	(1)	②	男性職員の育児休業等の取得促進	男性職員への家庭生活(家事、育児、介護等)への参画促進は、女性職員の活躍促進のためにも不可欠であり、男性職員のワークライフバランス推進の観点からも重要である。しかし、男性の仕事と育児や介護との両立について、管理職員の十分な理解がないケースも見られるため、一層の理解促進を図る必要がある。特に、男性職員の育児休業と「男の産休」については、政府全体の目標の達成に向け、強力に取得促進を図る必要がある。	① 男性職員の育児休業等取得促進に係るハンドブックやポスターを作成し、各府省等に配布する。 ② 育児をしながら働く職員のワークライフバランスの推進及び男性職員の家庭生活への関わりを推進するよう、各府省等の共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 ③ 部下の男性職員の育児休業や「男の産休」の取得状況等両立支援制度の活用に向けた管理職員の取組状況を、当該管理職員の人事評価を行うに当たり重視すること等、男性職員による「男の産休」及び育児休業取得を促進するための標準的な取組手順について、通知を発生した。また、当該通知を受けて人事評価マニュアルを改正した。 ④ 各府省等の評価者及び調整者を対象とした評価者訓練に、③に関する内容について盛り込んだ。 ⑤ 各府省等の管理職員を対象とした女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナーやeラーニングにおいて、男性職員の「男の産休」等の制度説明や③に関する内容を盛り込んだ。	① 男性職員の育児休業等取得促進に係るハンドブックやポスターを作成し、各府省等に配布する。 ② 育児をしながら働く職員のワークライフバランスの推進及び男性職員の家庭生活への関わりを推進するよう、各府省等の共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 ③ 部下の男性職員の育児休業や「男の産休」の取得状況等両立支援制度の活用に向けた管理職員の取組状況を、当該管理職員の人事評価を行うに当たり重視すること等、男性職員による「男の産休」及び育児休業取得を促進するための標準的な取組手順について、通知を発生した。また、当該通知を受けて人事評価マニュアルを改正した。 ④ 各府省等の評価者及び調整者を対象とした評価者訓練に、③に関する内容について盛り込んだ。 ⑤ 各府省等の管理職員を対象とした女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナーやeラーニングにおいて、男性職員の「男の産休」等の制度説明や③に関する内容を盛り込んだ。	98,874の内数	93,569の内数	-	100,415の内数	133,977の内数	-	-	-	-	-	32	46	2-3	-	-	内閣官房 内閣官房		
120	II	2	(1)	②	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報(情報発信)(90の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例の一つとして、男性職員の育児休業取得促進に向けた取組を紹介するほか、イクメン職員及びイクボス職員の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的な実践的な取組手法を取りまとめる。	-	-	-	12,949の内数	15,864の内数	-	-	-	-	-	50	2	3	-	総務省				
121	II	2	(1)	③	男性が育児をしやすいするための法制的な改善策の検討	男性が育児をしやすいとするための法制的な改善策の検討	平成30年3月にとりまとめた、「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」報告書において、男性が育児をしやすいとするための法制的な改善策として「取得可能期間(1年間)は変えずに、育児休業の取得可能年齢を引き上げ」「育児休業の分割取得」「小学校入学前後の両立困難な状況に対応できる仕組み」等について中長期的に議論することとされている。	平成30年度中に育児・介護休業法の施行状況の調査を開始し、本調査の結果を分析する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	47	1	2	-	厚生労働省			
122	II	2	(1)	④	男性の子育て目的の休暇取得に向けた意識の醸成	男性の家事・育児への参画促進事業	・長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の原因の一つであり、男性が子育てや家事に費やす時間を見ると、6歳未満の子供を持つ夫の家事関連時間は1日当たり83分となっており、先進国としては最低の水準に留まっている。このため、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要不可欠である。 ・内閣府少子化対策担当では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業として「さんきゅう/イクプロジェクト」を促進しており、「子供が生まれる日」「子供を自宅に迎える日」「出生届けを提出する日」などに休暇を取得し、出産をした妻や生まれてきた子供に感謝し、全面的に家事・育児をすることを推進している。 ・「少子化社会対策大綱」、「働き方改革実行計画」や「女性活躍加速のための重点方針2018」においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。	関係省庁、民間企業・経済団体等と連携して官民協議会を設置し、配偶者の出産直後の休暇取得をはじめ、男性の子育て目的の休暇取得の促進等を通じて男性の家事・育児への参画促進を図る。	0	8,287	-	10,000	6,461	-	-	-	-	18、19、21	53、56	1	3	10-2	-	内閣府		
(2) 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の意識醸成																										
123	II	2	(2)	-	男性の家事・育児等参加応援事業経費	・男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。 計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている(平成29年社会生活基本調査において167分)。 ・平成29年6月にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定した「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等」についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。こととされました。	・男性の家事・育児等へ参画促進を目的に「おとう飯」始めようキャンペーンについて、自治体における自主的な取組を促進するとともに民間企業の参画や連携を図る。また、新たに「日本全国のおとう飯」を実施するなど、男性の家事・育児への参画促進に向けた広報や、家事・育児等に関連付けられる様々なイベントを活用し、官民が連携した広報を実施する。 ・男女が共に家事・育児等に参画することを応援する世論形成に向けた官民連携のネットワークを設立し、家事・育児等への参画を支援する商品・サービス等の提供やポジティブな情報発信、自社の男性社員が家事・育児に参画しやすい環境整備の促進する。	17,220	15,302	88.9	18,434	16,934	-	-	-	-	24	51、52	10	1	-	-	-	-	-	内閣府

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段					重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府舎庁			
	関係予算							法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い							
	29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)										31年度予算要求額(千円)	分野	大項目	その他				
124	II	2	(2)	-	さんきゅうババプロジェクト推進事業(男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業)	・我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べて少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。 ・そうした認識の下、「さんきゅうババプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。 ・少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)においては、男性のよる配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に上げている。	平成28年度に内閣府が行った「男性の配偶者の出産直後の休暇取得に関する実態把握のための調査研究事業」の結果、平成27年に父親になった男性のうち、55.9%が配偶者の出産直後の休暇を取得しており、29.1%が休暇取得の意向を持ちながら取得していない。 この29.1%に該当する者の休暇の未取得になった理由を明らかにするとともに、出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇後にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫しつつ、引き続き、企業・団体等への意識改革、機運の醸成を図っていく。	8,000	25,701の内数	-	8,000	7,925	-	-	21	53,56	1	3	10-2	内閣府	
125	II	2	(2)	-	エンカール消費推進事業	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を目指すことが必要であるとされている。特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子供世代へつないでいく意識が重要であり、そのための消費者教育を一層充実させる必要がある。そのため、このような活動への関与が強い若い男性に向けて、エンカールラボへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	公正で持続可能な消費のため、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費者活動を行う「エンカール消費」の推進を行うため、消費者庁では「倫理的消費(エンカール消費)」研究会を実施し、普及啓発のためのオンラインプログラム、エンカールラボを開催しているが、それらに若年男性の活動を積極的に紹介するなどし、公正で持続可能な将来へ向けた消費生活に対する意識・関心を高めると共に参加の働きかけを行う。 また、エンカールラボの開催にあたり、先進的な活動を行っている地方公共団体や消費者関連団体等との連携を図り、効果的な啓発手法の開発等を検討する。	36,825の内数	18,494の内数	-	40,097の内数	45,964の内数	-	-	27	55	10	2	-	消費者庁	
3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (1) 女性活躍推進法に基づく取組の推進																					
126	II	3	(1)	①	中小企業のための女性活躍推進事業	常時雇用する労働者が300人以下の事業主については、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が努力義務とされている。労働者の8割以上が、労働者が300人以下の中小企業に雇用されていることから、女性活躍推進に向けた取組を実効性あるものにするためには、中小企業に対する支援を強化する必要がある。	全国の中小企業に対して、一般事業主行動計画策定等のための説明会の開催や、電話相談、女性活躍アドバイザーによる個別企業訪問等のきめ細やかな支援を通じて、中小企業の女性活躍推進の取組の加速化を図る。また、行動計画を策定した中小企業に対して取組及び目標達成状況の検証、検証結果を踏まえた改善策の提示・支援を行う。さらに、全国の中小企業における好事例集・改善事例集を作成し周知することにより、中小企業の女性活躍推進に向けた取組を支援する。	284,721	201,064	70.6	265,357	258,502	-	-	-	-	64	2	4	-	厚生労働省
127	II	3	(1)	①	計画策定促進と女性活躍情報の「見える化」の深化 女性の活躍促進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	企業における女性の活躍推進の取組や両立支援制度を利用しやすい環境整備の加速化を進めるためには、女性が活躍できる企業かどうかの情報を一元化するともに、企業の取組を公表し、女性の活躍推進や両立支援に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくるのが効果的かつ効果的であることから、企業が公表している女性の活躍状況に関する項目及び情報を「女性の活躍推進企業データベース」に一元的に集約し提供することにより、女性の活躍を推進する。	PC版、スマートフォン版「女性の活躍推進企業データベース」において、より多くの求職者が知りやすい情報を効率的に閲覧できるように、利便性の向上を図り必要な改修を行う。 また、「女性の活躍推進企業データベース」について、大学等データベースの広報資料の送付や、大学のキャリアセンター職員に対して、当データベース利用についての働きかけを行うことで、企業のみならず、学生をはじめとした求職者に対しても積極的な周知を行う。	134,101の内数	129,600の内数	-	145,465の内数	168,961の内数	-	-	-	-	64	2	4	-	厚生労働省
128	II	3	(1)	①	女性活躍推進法サイト管理・運営、活用促進経費	平成28年4月に完全施行となった女性活躍推進法は、事業主に対し、職場の女性活躍を推進するための「事業主行動計画」の策定と、女性の活躍状況の情報を公表(見える化)することを求めている。これは、見える化された情報が資本市場や労働市場で活用されることを通じて、事業主の更なる自発的な取組を促すことを企図するものである。	「女性活躍推進法「見える化」サイト」の閲覧性の向上を図るとともに、率先垂範の観点から、公表された個別の情報が事業主間で視覚的に比較可能となる方法を検証した上で、より国民の目に見える形での情報発信を徹底する。 また、当サイトの利用促進を図るためのPRツールを作成し、それらを用いた広報の展開や、各種就職説明会等において学生及び求職者等に広報を行うなどの取組を実施する。	5,201	1,004	19.3	9,195	9,180	-	-	29	63	3	3	3-1, 1-1	内閣府	
129	II	3	(1)	②	女性活躍推進法に係る取組促進経費	平成27年9月から、女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号))が一部施行となった。平成28年4月からは特定事業主(国及び地方公共団体)及び常時雇用する労働者の数が301人以上の一般事業主(民間企業等)に対し、「事業主行動計画の策定・公表」と「女性の職業選択に関する情報の公表」の義務付けがなされている。 また、同法附則第4条には、法の施行後3年を経過した場合の見直しを検討について規定されている。 ※特定事業主関連規定については内閣府所管、一般事業主関連規定については厚生労働省所管。	女性活躍推進法附則に基づく見直しの検討を行うに当たり、特定事業主における女性の活躍状況等についての現状のフォローアップ、今後の施策展開に向けた課題の洗い出しを行うため、国の機関や地方公共団体へのヒアリング、アンケート調査等を実施し、これら調査・分析結果を基に、関係省庁と連携して検討を進め、今年度中に見直しの結論を得る。 平成31年度は、各特定事業主の行動計画及び地域の女性活躍に関する計画(推進計画)に基づいて、一層効果的な取組が行われるよう、地域ブロックごとの説明会等を開催する。	6,219	5,400	86.8	0	6,616	0	-	29	65	1	4	3-3	内閣府	
130	II	3	(1)	②	女性活躍推進法の施行後3年の見直し	女性活躍推進法附則第4条で施行後3年を経過した場合の見直し規定が設けられていること等を踏まえ、見直しの検討を行う。	女性活躍推進法の施行状況を踏まえ、今秋から、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において同法の見直しを含め、必要な制度改正について検討を行う。 平成30年6月末時点で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定率は、策定が義務付けられている301人以上の企業で98.1%(16,289社(15,983社))となっている。 また、平成30年6月末時点で、女性活躍推進法に基づく認定(えるぽ!認定)について、認定を受けた企業数は計630社となっており、その内訳は3段階認定を受けた企業数が416社、2段階認定を受けた企業数が121社、1段階認定を受けた企業数が2社となっている。	-	-	-	-	-	0	-	-	66	1	4	-	厚生労働省	

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府庁	
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い				
					29年度歳出予算額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他		
(2) 企業における女性役員登用等の推進に関する取組																				
131	II 3 (2) ①	① 上場企業における女性役員登用を始める女性活躍推進	資本市場における女性活躍情報の活用状況見える化事業	コーポレートガバナンス・コードの改訂において、取締役会のジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保が明記され、上場企業における女性役員登用が企業価値向上の重要な要素の一つとされていることを踏まえ、我が国の女性役員登用状況、必要性等を上場企業、経済団体等に対して周知し、啓発を行う。 また、ESG(環境・社会・ガバナンス)を投資判断に組み込み、長期的な投資リターンへの向上を目指す。いわゆるESG投資が世界的に広まっており、我が国においても、例外は、OPF(終身積立)を管理する行政法人が女性活躍をテーマとした日本株女性活躍指数を採用する等の動きがある。このように女性が活躍している企業を投資にあたって考慮する動きが資本市場にあることから、機関投資家が女性活躍情報等をどのように活用しているか調査し、企業経営者に対して「見える化」することで、上場企業における自発的な女性役員登用等の女性活躍の取組を推進する。	上場企業における女性役員登用状況、登用の必要性等を示したポスター等を作成し、全上場企業、経済団体等に配布し、周知・啓発することで、女性役員登用を促進する。 平成30年度によりまとめる「ESG投資における女性活躍情報の活用状況に関する調査研究」を踏まえ、ESG投資において機関投資家が女性活躍推進企業を投資にあたって考慮する好事例等を企業経営者にシンポジウム等を通じてPRする。また、我が国のESG投資を促進することで、上場企業にESG要素の重要性を認識させ、女性活躍やWLB推進を一層促進するため、我が国企業の女性活躍状況等を国内外の機関投資家にPRする。	-	-	-	11,656	11,518	-	-	-	-	47	68	2	4	-	内閣府
132	II 3 (2) ②	② 女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	女性リーダー育成	「女性活躍加速のための重点方針2018」でも、平成28年度に作成した「女性リーダーの育成に向けたモデルプログラム」について、平成29・30年度の試行実施の結果も踏まえつつ、新たな地域での検証にも取り組む。また、多様な受講生に対応するため、広範な選択制プログラムの導入を可能とする大学等と共催した研修を実施することなどを通じ、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を拡充・加速する。さらに当該研修の修了者とマタニティ促進のため、修了者のリストを掲載したWebサイトの更なる活用促進を図る。	・企業における女性の役員候補の育成に向けて、平成28年度に本事業で開発した女性リーダー育成モデルプログラムを、29・30年度事業の成果も踏まえ、未実施の地域である東北、九州、東京近郊の3か所で実施し、その効果や課題を明らかにするとともに、成果を広く共有する。加えて、大学等と共催した研修の効果検証といった新たな取組を関東・関西など2箇所において実施する。 ・当該研修の修了者と企業のマッチングの促進のため、修了者のリストを掲載したwebサイトの更なる活用促進を図る。	11,218	9,980	89.0	20,022	31,601	-	-	-	-	42	69	2	4	-	内閣府
133	II 3 (2) ②	② 産業界における女性リーダー育成の推進	女性リーダー育成	一億総活躍社会の実現に向けて、女性がその能力を遺憾なく発揮できるよう支援することが不可欠。特に、経営層に女性を含めた多様な視点が入ることは、企業競争力を向上する上で重要。 他方で、我が国の企業における経営層・管理職層の女性は極めて少ない状況であり、女性リーダー育成を推進する事業を支援することで我が国の企業競争力の強化を目指す。	幹部候補の女性社員を対象に、ハーバード・ビジネススクールのノウハウを活用し、グローバルな知見を習得するための企業横断的な研修機会を提供する取組を支援する等、女性リーダーの育成推進に向けた取組を推進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	43	70	2	4	-	経済産業省	
134	II 3 (2) ③	③ 企業における女性活躍を始めたダイバーシティ経営の推進	ダイバーシティ普及アンバサダー事業	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めており、「未実施投資戦略2018(平成30年6月閣議決定)」においても、「ダイバーシティ経営の推進」が記載されたこと。 企業・経済社会において女性を促進し、多様な人材がその能力を最大限発揮し、競争力を高めていくことが必要。そのため、企業の経営戦略としてのダイバーシティ経営の推進を進めていく。	(ダイバーシティ2.0行動ガイドラインの改訂) 平成29年3月、競争戦略としてのダイバーシティ経営の在り方を示した「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」を策定した。近年、コーポレートガバナンス・コードの改訂や、資本市場におけるESG投資の加速等を契機に、30年6月、「取締役会における多様性の確保及び企業と労働市場・資本市場の対話促進」に於いて、官民が取るべきアクションや、企業と投資家等の積極的な対話を促す情報開示項目の追加等「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」を改訂した。 (100選プライムの表彰) 平成30年6月に改訂した「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン(平成29年3月策定)」を踏まえ、中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の推進により成果を生んでいる企業を選定。 (なでしこ銘柄の選定) 平成30年6月に改訂した「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン(平成29年3月策定)」を踏まえ、経済産業省と東京証券取引所が共同で、女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定。 (地方・中小企業へのダイバーシティ経営の促進) 金融機関、専門家等が一体となりダイバーシティ経営に取組む中小企業を支援するインセンティブの設計など、ダイバーシティ経営が自立的に普及する仕組みを検討する。	180,535の内数	170,356の内数	-	207,776の内数	185,000の内数	-	-	-	48	67	2	4	-	経済産業省	
(3) 企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備																				
135	II 3 (3) ①	① 組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	平成28年3月に首相官邸で開催された「輝く女性応援会議」を契機に、同年6月、女性活躍推進(積極的)に取り組む男性リーダーによって、様々な女性の意欲を高め、その持てる力を最大限発揮できるよう、具体的に取り組んでいくことを掲げた「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言を策定・発表した。 行動宣言に沿って、組織トップ自らが女性活躍に取り組み、その行動を全国の組織トップやWAWなどの国際会議等へ発信・周知すること等により、女性活躍加速の気運を高める。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言により、より多くの民間企業や団体等のトップの賛同を得、具体的な取組を促進するため、組織トップによる組織内外での取組及びネットワークの拡大・質向上に向けた賛同者ミーティングの開催、行動宣言や賛同者の取組の成功事例を紹介する各地域におけるシンポジウムや、成功事例集及び行動宣言についての広報啓発ツールの作成を行い、国内外に組織トップのコミットメントの重要性を発信する。また、地域における男性リーダーのネットワーク促進に向けて、地域の経済団体等への働きかけを行う。	6,568	3,028	46.1	6,568	8,183	-	-	-	-	40	71	1	3	2-4, 3-1, 10-2	内閣府
136	II 3 (3) ②	② 「女性のエンバワメント原則(WEPs)」の署名企業の拡大	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、有識者18人と民間、NPO等の団体から推薦された議員97人(平成30年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成28年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐる個別具体的な課題の解決に向け、積極的な活動を行うため、29年10月より「経済分野における女性の活躍促進チーム」を連携会議内に組織した。	「経済分野における女性の活躍促進チーム」において、「女性のエンバワメント原則(WEPs)」に係る取組の情報収集・共有・発信を行うとともに、署名拡大への働きかけを行う。	19,491の内数	17,251の内数	-	18,494の内数	16,879の内数	-	-	-	41, 61	72	1	4	10-1	内閣府	
137	II 3 (3) ③	③ 産婦人科や小児科等の領域における医師の常勤配置に関する要件の緩和	医療分野	医師の柔軟な働き方に対応する観点から、一定の領域の診療報酬について、常勤配置に係る要件の緩和を行う。	小児科・産婦人科・精神科・リハビリテーション科・麻酔科等の領域について、週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	-	厚生労働省	
138	II 3 (3) ③	③ ICTを活用した勤務場所に関する要件の緩和	医療分野	画像診断及び病理診断を行う医師について、一定の要件の下にICTを活用した柔軟な働き方を可能とする。	画像診断管理加算、病理診断料及び病理診断管理加算について、加算を算定する保険医療機関において当該加算に求められる医師が勤務している場合、週3日以上かつ24時間以上勤務する医師が、ICTを活用して自宅等の当該保険医療機関以外の場所で読影した場合も、院内外での読影に準じて算定できることとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	-	厚生労働省	

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府庁								
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い									
								29年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他						
139	II	3	(3)	(3)	医療分野	女性医師等キャリア支援事業	近年、女性医師が増加し、医師全体の約2割、医学部生では約3分の1が女性となっている。一方で、出産・育児等によりキャリアを抑制せざるを得ない場合等もあり、女性の割合が高い診療科(小児科、産科等)を中心に、医師確保上の課題となっており、女性医師がライフステージに応じて働き続けられる環境整備を図る必要がある。	女性医師のキャリア支援の取組みをより一層普及させるために、女性医師等支援で中核的な役割を担う拠点医療機関を各地域で選定し、復職支援から継続した勤務まで、パッケージとして女性医師支援を行うための経費について財政支援を行う。	20,454	12,528	61.2	44,126	80,000	-	-	-	-	-	-	6	3	-	厚生労働省					
140	II	3	(3)	(3)	医療分野	医療従事者の勤務環境改善の促進	各都道府県に、以下のような勤務環境改善の取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制(医療勤務環境改善支援センター)を推進するとともに、女性が働きやすい院内保育所の整備などの財政的な支援を実施する。 ○医療従事者の働き方・休み方の改善 ・多職種役割分担・連携、チーム医療の推進 ・医師事務作業補助者や看護補助者の配置 ・勤務ソフトの工夫、休暇取得の促進 など ○働きやすさ確保のための環境整備 ・院内保育所・休憩スペース等の整備 ・短時間正職員制度の導入 ・子育て中・介護中の者に対する残業の免除 ・暴力・ハラスメントへの組織的対応 ・医療スタッフのキャリア形成の支援 など	○医療従事者の働き方・休み方の改善 ・多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進 ・医師事務作業補助者や看護補助者の配置 ・勤務ソフトの工夫、休暇取得の促進 など ○働きやすさ確保のための環境整備 ・院内保育所・休憩スペース等の整備 ・短時間正職員制度の導入 ・子育て中・介護中の者に対する残業の免除 ・暴力・ハラスメントへの組織的対応 ・医療スタッフのキャリア形成の支援 など	60,243,749の内数	60,243,749の内数	-	62,243,749の内数	事項要求	-	-	-	-	-	-	6	3	-	厚生労働省					
141	II	3	(3)	(4)	スポーツ分野	女性スポーツ推進事業(スポーツ団体における女性役員育成事業)	「スポーツ基本計画(平成29年3月24日文科科学省策定)」において、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進することとされている。 本事業では、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。	女性役員の採用割合が低いスポーツ団体に女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などから女性役員候補者を紹介することにより、女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。 ①女性役員向けの研修プログラム開発を行い、研修を実施する。また、女性役員同士のネットワーク構築を支援する。 ②スポーツ団体に女性役員となる人材を紹介する目的で、女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などの候補人材を登録する人材バンクを構築する。	-	-	-	28,866の内数	54,000の内数	-	-	-	-	-	-	87	6	4	-	文科科学省(スポーツ庁)				
142	II	3	(3)	(4)	スポーツ分野	スポーツ界におけるコンプライアンス強化事業	スポーツ界における透明性・公平性・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であるが、昨年、スポーツ選手のコンプライアンス(法令順守)違反が頻発し、各スポーツ団体におけるノウハウや人材が十分でないことが喫緊の課題となっている。 スポーツ基本計画において、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施する旨が規定されており、スポーツ基本計画(平成29年3月24日文科科学省策定)においても、クリーンでフェアなスポーツの推進に国が一体的に取り組むこととしている。	スポーツ界全体のコンプライアンスを一元的に支援する体制を構築するとともに、スポーツ団体におけるコンプライアンス教育の普及や、スポーツ団体に対する定期的なモニタリング体制の構築を行う。	20,173	19,977	99.0	16,479	50,000	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	文科科学省(スポーツ庁)				
143	II	3	(3)	(4)	スポーツ分野	日本スポーツ協会補助(スポーツ指導者養成事業)	多様なニーズに対応した資質の高い指導者を一貫したシステムにより養成するとともに、各競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立し、指導者の位置づけと役割に応じた資格認定を明確にすることで、スポーツ指導者の社会的信頼を確保する。	日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成においてスポーツと人権に関するカリキュラムを実施する。	503,495	503,495	100	494,871の内数	494,871の内数	-	-	-	-	-	-	7	8	-	文科科学省(スポーツ庁)					
144	II	3	(3)	(5)	メディア分野	メディア分野の経営者団体等との意思疎通の場	メディアと行政の間でセクシュアル・ハラスメント事案が発生したことを踏まえ、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図るとともに、取材現場における女性の活躍に資する環境整備を促進する。	取材現場における女性の活躍に資する環境整備を促進するため、メディア分野の経営者団体等との間での意思疎通の場を設定する(場の持ち方については、メディア分野の経営者団体等と調整中)。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	内閣府					
145	II	3	(3)	(6)	運送分野	自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動	自動車運送事業等においては、近年、人手不足が深刻化しているが、その就業構造は、中高年齢の男性労働力に依存した状態であり、女性の就労者が少ない状況にあることから、人手不足の解消のために、女性の新規就労・活躍を促進することが重要な課題である。	女性タクシードライバーの新規就労・定着に取組む事業者の認定や、トラファール促進プロジェクトを通じた情報発信・普及啓発、自動車関係団体と連携して女性も訴求対象としたポスター等による自動車整備士の人材確保に向けたPR活動を実施する。	99,161の内数	79,944	-	155,659の内数	358,378の内数	-	-	-	-	-	-	73	96	3	3	-	国土交通省			
146	II	3	(3)	(7)	海運業・造船業等の海運業分野	海運業・造船業等の海運業分野における人材の確保・育成	海洋立国日本において、海運業・造船業等の海運産業は、我が国経済及び国民生活にとって大きな役割を果たしており、それを支える船員や造船人材の確保・育成が不可欠。地方、生産年齢人口の減少に伴う他産業との人材獲得競争激化が想定される中、女性も含めた誰もが働きやすい環境を実現し、海運業における人材を呼び込み、定着させる必要がある。このため、他産業として女性割合が低い状況にある海運業全体において、女性活躍促進に向けた環境整備を図る必要がある。	・女性船員の活躍促進に向け、国や海運事業者等の関係者が連携し、女性船員に関する情報の発信を実施するとともに、女性船員が働き続けられる環境の構築に向けた取組を行う。 (平成31年度予算においては、職場情報サイトやマッチングスキームの構築に向けた取組等を行う) ・船や造船所・船用工業事業所で働く女性の活躍や企業の先進的な取組事例の情報発信として、本年4月及び7月に、「海運業における女性活躍推進の取組事例集」を発行。引き続きPR活動を実施する。	-	-	-	-	126,273の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省			
147	II	3	(3)	(7)	海運業・造船業等の海運業分野	造船業における人材の確保・育成	我が国の造船業は、省エネ等の性能や品質に優れた船舶を建造・輸出し、裾野の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している重要な産業。中長期的な成長が見込まれる世界の造船市場において、その成長を我が国造船業の更なる発展に結びつけるためには、技術力の更なる向上と合わせて、それを支える技術者・技能者の確保・育成が極めて重要である。 造船業では、これまで女性の活躍は十分進んでいないが、女性が無理なく活躍できる作業や職種も多くあり、大きな潜在力として期待される女性の就業・活躍を促進するための取組みを推進する必要がある。	平成29年度より、地方運輸局を主体とした造船の人材確保・育成に係る産学官の地域連携体制を構築し、地元産学の二重把握、調整、国土交通省の取組成果の周知等を行っていきこととしている。 本体制を活用し、平成28年度に作成した「造船事業者等の地域連携によるインターンシップ等実施ガイドライン」の説明会等を実施し、女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るための造船所でのインターン生受け入れや高校教員等を対象とした造船教育の研修等の開催を促し、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化を図っている。 また、船や造船所・船用工業事業所で働く女性の活躍や企業の先進的な取組事例の情報発信として、本年4月及び7月に、「海運業における女性活躍推進の取組事例集」を発行。引き続きPR活動を実施する。	87,499の内数	83,027の内数	-	82,259の内数	100,260の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75	95	3	3	-	国土交通省

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁	
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要員	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い			
								29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他
148	II	3	(3)	⑧	オープンイノベーション等による-Constructionの推進	建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う。我が国の国土保全上の必要不可欠な「地域の守り手」である。人口減少や高齢化が進む中でも、建設業がこれらの役割を果たせるよう、国土交通省では調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する-Constructionを推進し、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。	オープンデータ・イノベーション等による新技術の開発・現場導入、ICT活用の拡大、施工時期の平準化等の取組により-Constructionを推進する。 ・公共工事における新技術の開発・現場導入の推進 ・大学・ベンチャー等と連携したオープンイノベーションによる新技術等の導入促進 ・AIの活用やロボットの導入等による建設生産・管理システムの高度化 ・企業・大学等における現場向け新技術開発への助成及び国所管の研究施設の機能強化 ・-Construction推進コンソーシアムによる新技術導入や3次元データの利活用の推進 ・地方公共団体や中小建設業者におけるICT施工の普及加速 ・地下空間に関する安全技術の確立に向けた地盤情報の収集・共有・利活用等の推進	744,494	731,505	98.3	1,880,501	2,250,916	-	-	-	-	74	93	3	3	-	国土交通省
149	II	3	(3)	⑧	建設業における女性活躍の推進	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、性別を問わずあらゆる世代に対して業界の魅力を高め、担い手確保・育成に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材確保・育成策の柱の一つに位置づけ、業界全体の活性化と将来の担い手確保・育成を図る必要がある。 平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を受け、5年以内の女性増を目指し、官民を挙げた様々な取組が実施されているところ。	建設業における女性活躍の機運をさらに高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍に取り組みる環境を整備する。 ・「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の策定(平成26年8月)から5年が経過することから、計画の総括や新計画策定に向けた検討を実施 ・女性活躍を推し進める団体の連携をサポート ・女性活躍に取り組みインセンティブの検討	49,500の内数	47,472の内数	-	33,404	35,000	-	-	-	-	72	94	3	3	-	国土交通省
(4) 女性の起業に対する支援の強化																						
150	II	3	(4)	-	地域女性活躍推進交付金(109の再掲)	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体(補助率)2分の1(平成31年度要求) (交付上限)都道府県 1,000万円(31年度要求) 政令指定都市 500万円(31年度要求) 市区町村 250万円(31年度要求) (交付要件)女性活躍推進法6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。	609,442	562,145	92.2	200,000	240,380	-	-	-	-	49,60	80,81	2	4	4-2	内閣府	
151	II	3	(4)	-	女性起業家等支援ネットワーク構築事業(予算は134の再掲)	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めている。 ライブイベント等により、キャリアプランが多様な女性の活躍推進には、企業内における女性活躍や多様性の推進に加え、企業就労に頼らない多様なキャリアの選択肢の提示が必要である。	平成28年度から全国10箇所已形成している地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」における活動を補助。また、平成28年度から30年度の活動の中で収集・整理した女性起業家等支援ノウハウ等を全国的に展開するとともに、全国における支援ネットワーク自立化のための仕組みを検討する。	180,535の内数	170,356の内数	-	207,776の内数	185,000の内数	-	-	-	59	78	3	5	-	経済産業省	
(5) 政治分野																						
152	II	3	(5)	-	政治分野における女性の参画拡大に関する調査研究及び情報提供	我が国においては、国際比較等を通じてみても、女性議員の割合が低い状況にあること(※)を踏まえ、国会、地方議会等における女性の政治参画状況等に関する情報の収集・提供等を行っているところである。 平成30年5月には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)が公布・施行された。同法は、政党の自主性を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを基本原則として政党の自主的な取組を促すものである。同法では、国会、情報の収集・提供や啓発活動、環境整備等を行うこととされており、さらに、同法に対する参議院内閣委員会の附帯決議において、内閣府が情報収集等を行うことが明記されている。 上記を踏まえ、政党の自主性を確保しつつ、情報収集や推進状況の「見える化」等の情報提供その他の政治分野における男女共同参画の推進に資する取組を積極的に行う。 ※ 衆議院10.1%(平成30年5月9日現在)、参議院20.7%(平成30年1月21日現在)、都道府県議会10.1%(平成29年12月31日現在)、市区町村議会13.1%(平成29年12月31日現在)	16,609の内数	7,560	-	10,142	25,555	-	○	-	28	57	2	1	-	内閣府		
(6) 司法分野																						
153	II	3	(6)	-	検察官の就業継続のための環境整備	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍促進のため	・転勤先において保育所の確保が必要な場合、転居を伴う異動先における保育所の申込期限に間に合うようするため、育児の状況等を勘案し、他の職員よりも可能な限り早期に内示を行うなどの配慮。 ・年次休暇の取得促進。 ・育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	2	2	-	法務省	

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁			
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い						
					29年度歳出予算額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他				
(7)行政分野																						
154			① 国家公務員における取組	女性国家公務員の活躍推進に当たっては、女性在职者を増加させることがその基盤となり、そのためには女性の採用者数を増加させることが必要となる。現在、「第4次男女共同参画基本計画」における「指導的地位に占める割合を30%程度」とする目標に向けて取組を進めているところであり、国は、「まず職より始めよう」の観点から女性の採用・登用の拡大に取り組みとされている。また、そのための成果目標として、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度30%以上とすることが掲げられている。このような状況の下、有為の女子学生への重点的な誘致活動を実施し、女性申込者そのものの拡大と公務を優先志望する女性申込者の拡大を図る必要がある。	・「女性のための公務研究セミナー」の実施 様々な府省における業務内容やその魅力、女性の活躍の実態等を説明し、公務への関心をより一層高めてもらうことを目的として実施する。 ・「女性のための霞が関特別講演」の実施 国の行政の最前線で活躍する女性行政官が、我が国の重要な政策課題について講演するとともに、併せて女性の立場から仕事のやりがいや仕事と家庭の両立についても言及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。 ・女子学生等試験制度ガイダンスの実施 多数の大学で国家公務員試験制度を説明し、より多くの女子学生に職業選択の一つとして公務に関心を持ってもらうことを目的として実施する。	2,614	1,603	61.3	2,994	3,153								60	2	3		人事院
155			② 女性職員育成加速化、柔軟な人事管理と管理職の意識改革	我が国の経済社会の持続的な発展のためには、女性の力を最大限発揮できるようにするとともに、女性が輝く社会を実現することが重要であり、国が「まず職より始めよう」の観点から率先して女性職員の活躍推進に取り組む必要がある。また、多様な人材を活かすダイバーシティマネジメントを進めることは、行政ニーズのきめ細かく把握や新しい発想の創出を可能とし、政策の質や行政サービスの向上にもつながる。上記のような総合的な視点から女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての働き方改革によるワークライフバランスを実現することが不可欠である。ワークライフバランスの推進は、男女共に育児、介護等による時間制約のある職員が増える中で公務の持続可能性の向上の観点から極めて重要であり、全ての職員が状況に応じて柔軟な働き方を行いつつ公務を支えるという仕組みへの転換を図る必要がある。	①女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナー(管理職員、若手女性職員、中堅女性職員対象)や管理職員向けeラーニングを実施する。 ②育児休業中の女性職員又は育児休業から職務復帰して1年以内の女性職員や、共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 ③様々な分野で活躍する女性職員に対しインタビューを実施し、活躍事例集として取りまとめるとともに、ホームページでの公開や冊子の配布による情報発信を行う。 ④各府省一体となった「国家公務員」ブランドの発信・浸透を図るため、女性をはじめとした多様な対象に向け、ホームページやSNSなどの多様な媒体を通じた情報発信の強化や、説明会の企画、参加などの取組等の積極的な広報活動を実施する。	67,063の内数	74,478の内数	—	68,606の内数	101,604の内数							32	59	2	3	—	内閣官房
156			② 地方公務員における取組	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例に加え、ロールモデル女性職員、イクメン職員、イクホス職員の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を通じ、地方公共団体における取組状況のフォローアップ(好事例の横展開、新たに生じた課題に対する対応策の検討)等を行う。	—	—	—	12,949の内数	15,864の内数							61	2	3	—	総務省	
157			② 組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大(135の再掲)	平成28年3月に首相官邸で開催された「輝く女性応援会議」を契機に、同年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダーによって、様々な女性の意欲を高め、その持てる力を最大限発揮できるよう、具体的に取り組んでいくことを掲げた「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言を策定・発表した。行動宣言に沿って、組織トップ自らが女性活躍に取り組み、その行動を全国の組織トップやWAWなどの国際会議等へ発信・周知することにより、女性活躍加速の気運を高める。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言により多くの民間企業や団体等のトップの賛同を得、具体的取組を促進するため、組織トップによる組織内外での取組及びネットワークの拡大・質向上に向けた賛同者ミーティングの開催、行動宣言や賛同者の取組の成功事例を紹介する各地域におけるシンポジウムや、成功事例集及び行動宣言についての広報啓発ツールの作成を行い、国内外に組織トップのコミットメントの重要性を発信する。また、地域における男性リーダーのネットワーク促進に向けて、地域の経済団体等への働きかけを行う。	6,568	3,028	46.1	6,568	8,183						40	71	1	3	2-4, 3-1, 10-2	内閣府	
158			③ 地方警察官採用募集活動に係る国の事業の強化	地方警察官の採用者数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、14年度以降15年連続して1万人を超えている。反面、少子化の影響や近年の民間企業による採用募集活動の積極化等に加え、女性の採用・登用拡大に伴い、平成23年度に比べ、女性の競争倍率が低下しているなど採用情勢は依然として厳しい状況であることから、警察庁として各都道府県警察の採用募集活動に対する更なる支援を行っていく必要がある。	女性対象合同企業説明会に参加し、都道府県警察と共に警察官の魅力、やりがいやアピールするとともに、女子学生を対象とした女性警察官業務説明資料を作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりする。	4,966	4,187	84.3	3,285	3,285						66	88	2	3	—	警察庁	
159			③ 女性海上保安官の活躍推進(巡視船艇等建造)	今後の女性海上保安官の採用・登用の拡大のため、巡視船艇等の建造時から、女性海上保安官等の意見を踏まえて、巡視船艇等における女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を推進する。	巡視船艇の建造造船所において、実物大の女性諸室(風呂、便所、洗濯室)の模型を用い、女性職員による使い勝手の検証を行う。平成27年度は、中型巡視船、小型巡視船、大型巡視船、平成29年度は、ヘリコプター搭載型巡視船においてそれぞれ実施した。今後、女性職員の意見を踏まえつつ、女性に配慮した設備を備えた巡視船艇等の整備を推進する。	52,650,135の内数	42,590,927の内数	—	28,465,318の内数	34,952,491の内数						65	89	11	1	2-3	国土交通省(海上保安庁)	
160			③ 治安、安全保障等の分野	女性海上保安官の活躍推進研修	・若手女性職員の業務意識、キャリア意識の向上、不安の解消と活躍の推進のため、本庁及び各管区において若手女性職員を対象とした研修を実施する。 ・職員に男女共同参画の意識を醸成するため、海上保安大学校、海上保安学校学生に対する男女共同参画に関する研修を実施する。 ・各個人の将来を見据えた業務への取り組み、キャリアパスを想定した異動希望の提示等ができるようするため、保安学校学生に対し、人事についての知識を付与し、今後のキャリアパスを考えさせる研修を実施する。 ・結婚や出産等により働き方が変わる転換点にある女性職員が、自身のライフイベントを踏まえ、辞職を選択せず、仕事と家庭を両立させ、働き続けられるキャリアプランについて人事担当者と情報共有するため、人事担当者により面談(キャリア面談)を実施する。	4,165	3,914	94.0	4,230	4,755							66	90	2	3	11-1	国土交通省(海上保安庁)
161			③ 女性自衛官の採用・登用の拡大のための勤務環境の整備	自衛官については、その職務の特殊性から、起床から消灯までの集団行動を伴う教育(入隊直後の新隊員教育(約3ヶ月間))や訓練などが行われる機会が多い。また、主に幹部以外者については、原則として駐屯地・基地内に居住する義務を負っており、自衛官にとって、駐屯地・基地等は、勤務する場であるとともに生活を送る場であるという側面を併せ持っている。これを踏まえ、今後、女性自衛官の採用・登用の更なる拡大を図るには施設の整備を行う必要がある。	女性自衛官が働きやすい環境を実現するための施設(起居することとなる寝舎、当直室、更衣室等の女性用区画、女性用の浴場やトイレ等)の整備	807,912	689,653	85.4	1,278,622	2,473,908						67	91	11	1	2-3	防衛省	

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁			
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い				
								29年度歳出予算額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他	
162	II	3	(7)	③	治安、安全保障等の分野	女性刑務官については、夜間や休日の勤務に加え、緊急時の非常召集など、過重な業務負担から離職者も多く、男性刑務官と比較して、採用後3年未満の離職率が非常に高く、定着を図ることが困難な実情にある。 そのため、職場定着の基盤整備及び継続したフォローアップ体制を構築し、若年女性刑務官の勤務意欲やキャリアアップの意識を向上させる女性刑務官集合研修をより充実させ、女性刑務官の離職率の低減を図る。 (参考) 採用後3年未満(※)の刑務官の離職率は男性刑務官18.4%に対し、女性刑務官39.5%。 ※平成24年度から26年度までに採用された刑務官のうち、採用後3年未満で離職した者の割合。	女性研修員同士の連帯感を醸成し、研修修了後の研修員同士のネットワークを構築することを目的として、全国の女性刑務官の初等科集合研修を矯正研修所1か所に集約して実施する。 初等科集合研修修了後、一定の期間勤務を経験した女性刑務官に対し、勤務施設における実務で学んだ知識、処遇能力の定着を図るとともに、施設での悩みややりがいや研修同期や担当教官と共有することで勤務意欲を継続させることを目的として、矯正研修所において、県別研修を実施する。 初等科集合研修修了後3年目の女性刑務官に対し、現状の自分の課題について再認識させるとともに、自分のキャリアを考え、今後も矯正職員として継続して勤務する意欲を高めさせることを目的として、矯正研修所においてフォローアップ研修を実施する。	-	-	-	-	14,658	-	-	-	-	-	-	2	3	-	法務省	
163	II	3	(7)	④	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防の分野において、平成30年4月1日現在、全国の消防吏員(※)に占める女性の割合は2.7%と警察や自衛隊といった他の分野と比較して低水準。消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を発出。 消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進めることが必要。 (※)消防吏員：階級を持ち、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。	消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会を全国で開催する。 女性を対象とした消防の魅力を伝えるためのポスター・ガイドブックによる広報を実施する。 女性の採用が進んでいない消防本部に対してアドバイザーを派遣することにより、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。 消防署所等における女性専用施設の整備に対して特別交付税措置による財政支援を行う。	48,474	45,471	93.8	46,987	65,239	-	-	-	-	70	97	11	1	2-3、9-2	総務省(消防庁)	
164	II	3	(7)	④	女性消防団員の加入促進	地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性消防加入の消防団においては、女性消防団員の加入について真剣に取り組むこと。すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団員への加入促進を図ることを働きかける。	女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援(例：女性分団の新設に要する経費等を支援)する。 女性消防団員等の活躍を加速させるための「地域防災力シンポジウム」を各地で開催し、地域防災の重要性についての理解を深めると併せて、地域特性を踏まえて、先進事例を共有しながら、現状の課題の分析・解決を目指す(平成30年：栃木県、青森県、静岡県で実施予定)。 全国の女性消防団員が一層に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。	179,519	115,628	64.4	176,099	176,099	-	-	-	-	69	98	11	1	-	総務省(消防庁)	
(8) 科学技術・学術分野における女性活躍の促進																							
165	II	3	(8)	①	女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進するためのアプローチ	我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。しかしながら、現在のところ、我が国の研究者に占める女性の割合は、15.7%と他の先進諸国と比べて低水準であり、理工系を専攻する女性の割合は、理学27.2%、工学14.5%(大学)となっており他専攻に比べて低水準である。平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「科学技術・学術における女性の参画拡大」、「女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備」及び「女子学生・生徒の理工系分野の進路選択及び理工系人材の育成」に取り組むこととしている。また、本年6月にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」においても、理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性人材の裾野拡大を更に加速させるとしている。	内閣府が中心となって関係府省・関係団体と連携し、女子生徒等の理工系分野への進路選択及び理工系人材の育成を推進するため、以下の施策を総合的に実施する。 産学官からなる支援体制の構築を目的としたネットワークの形成及び連携と情報交換等を目的とした会議を開催する。 また、理工系進路選択に関する理解を促進するため、女子生徒等を対象にしたシンポジウムに加え、進路選択に影響を持つ保護者や教員向けのシンポジウムを開催するとともに、理工系女性人材の裾野拡大のため、STEM Girls Ambassadors(理工系女子応援大使)によるワークショップを実施する。 さらに、理工系女性人材の層を厚くするため、理工系分野の学習と具体的な職業を関連付けた学習機会を拡大するとともに、進路検討前段階にある女子児童・生徒が、科学技術に興味を持つ継続となる機会及びプログラムについて調査研究を行う。 加えて、「理工チャレンジ」に係る関連施策やイベント情報を充実させるとともに、理工系選択に関する各種情報発信を強化する。	22,950	16,920	73.7	19,634	28,716	-	-	-	-	36	73	5	3	-	内閣府	
166					理工系女子(リケジョ)啓発イベント	「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げ、あわせて、自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすること(平成27年現在 28.2%)を目標としている。 女性の参画拡大において、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大も重要な取組の一つであり、女子中高生等の理工系進路への興味関心や理解を深めることを目的として、理工系女子啓発イベントを開催するもの。	本イベントは、女子中高生等やその保護者、教員等を対象として、理工系分野で活躍している社会人・学生等の話を聞きながら、質疑応答や意見交換を通して、理工系選択への興味関心を高めるとともに、理解を深めるイベントである。平成30年度は6月に内閣府男女共同参画局、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等)	-	-	-	-	-	-	-	-	35	74	5	3	-	内閣府		
167	II	3	(8)	②	女子中高生の理工系分野への興味・関心の醸成	女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理工系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	・継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したプラットフォームや運営協議会等) ・文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチ仕組みの構築(学校訪問による全生徒を対象とした取組等) ・教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択が可能となるような環境・土壌の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等) ・複数年度支援による効果的なPDCAサイクルの構築 ・国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等) (これまでの取組/来年度の実施予定) 女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理工系進路を選択することが可能となるよう、文部科学省として、独立行政法人(国立女性教育会館)や大学等によるシンポジウムの開催や、実験教室の開催を支援してきた。来年度は、市区町村単位での活動を設定し、新たな機関の参加、学校行事への活用や学校訪問機会の増加、支援終了後も規模を維持した事業継続を促進する。	-	-	-	-	60,000	-	-	-	-	37	75	5	3	-	文部科学省	
168	II	3	(8)	③	産業界及び教育機関への周知、広報の実施	理系女性活躍促進事業	経済産業省及び文部科学省の共同事務局で設置している「理工系人材育成に関する産学官円卓会議(以下「円卓会議」)」では、特定の産業界で人材が不足していること、産業界は採用した学生に対して再教育している実態があることが示された。円卓会議では、産業界で求められる人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進策として、産学官において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」としてとりまとめ、本事業も当該行動計画における取組みとして位置づけられている。	女性活躍推進のため、理系女性が持っているスキルと産業界が求めるスキルの可視化を行い、女性自身がどのようなスキルを身につければよいか把握できるような環境整備等を実施するため、平成29年度に整備した「リケジョナビ」について、お茶の水大学、奈良女子大学等に周知依頼等を実施した。	195,028の内数	180,535の内数	-	-	-	-	-	-	-	38	76	5	1	5-3	経済産業省

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁						
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い							
								29年度歳出予算額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他				
169	II	3	(8)	(4)	ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ	人口減少局面にある我が国において、研究者コミュニティの持続可能性を確保し、多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーション性を高めるためには、女性研究者の活躍促進が重要。そのため、女性研究者が、出産、育児等のライフイベントにかかわらず研究を継続できる環境の整備や、女性研究者の研究力向上を通じた上位職登用を促進する。	研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。	1,110,686	1,110,686	100	988,830	1,247,090	—	—	—	—	—	77	5	2	—	文部科学省				
170	II	3	(8)	(4)	特別研究員事業(RPD)	優れた若手研究者に対して、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、特別研究員として採用・支援することで、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る。	博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現職に復帰することができるよう、大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるように支援する。	5,466,288の内数	5,466,288の内数	—	5,466,288の内数	6,390,600の内数	—	—	—	—	—	5	2	—	文部科学省					
9. 国際的な協働及び貢献に向けた取組																										
171	II	3	(9)	(1)	国際女性会議WAW!の開催等	我が国は、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、2014年から東京において国際女性会議WAW!(World Assembly for Women)を開催している。 本会議は、女性・ジェンダー問題について日本の取り組みをアピールし、世界から国際的な意識向上・啓蒙を推進することが目的である。4回目となる2017年は、11月1～3日に東京都内で開催し、国内外から60名の女性分野で活躍するリーダーが参加し、延べ2,400人が傍聴した。また、参加者のアイデアや提案がWAW!2017東京宣言としてとりまとめられ、国連文書として派出された。 同会議には、毎年の開催を予定しており、将来的に、同会議を女性分野における中核的な国際フォーラムに発展させ、国際社会における活躍推進の議論を主導していくことを目指している。	女性活躍推進に貢献している国内外の著名人(政府関係者、有識者、財界人、メディア関係者他)の参加を得て、基調講演及びパネルディスカッションによる公開フォーラムを実施すると共に、テーマ別のラウンドテーブル(複数の小グループを合同により構成)を行う。また、同会議に際して全国で開催される女性関連のイベントとの協力事業を実施。	91,547	85,944	93.9	86,453	85,905	—	—	—	—	—	—	—	63	100	12	2	—	外務省	
172	II	3	(9)	(2)	国際機関の邦人職員増強	1990年代に国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子氏の例が示すように、国際機関で活躍する日本人の存在自体が「日本の顔」となり、日本のイメージ向上、更には日本の「正しい姿」の発信に繋がることから、国際機関で勤務する日本人職員を増強することは、外交政策上、極めて重要である。 しかし、国際機関に勤務する日本人職員数は、例えば国連事務局においては、同事務局が定める「望ましい職員数」の1/3にとどまるなど、早急に状況の改善が必要である。 この点について、国内の議論においても、平成25年5月の参議院ODA特別委員の「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議で「国際機関における邦人役員職員の更なる増強を含め我が国の人的貢献のより一層の拡充を図ること」が求められ、また、平成29年6月閣議決定の『未来投資戦略2017』工程表等において、2025年までに国連関係機関の邦人職員を1000人とする目標(現在850人)が立てられるなど、政府・本となって邦人職員増加に向けた取組みを一層強化することが求められている。	国際機関に対して、財政的・政策的貢献のみならず人的貢献を行うという観点及び国際機関における日本のプレゼンスを高めるという観点から、JPO(ユニーク・プロフェッショナル・オフィサー)として若手の日本人を、また、国際機関の幹部職員として活躍することが期待される中堅以上以上の日本人を、国際機関に派遣し、勤務経験・実績を積ませることにより、国際機関に勤務する日本人幹部職員の増強を図るとともに、候補者となり得る人材を発掘するためのガイダンスや応募者への支援等の施策を推進する。	2,384,514	2,055,632	86.2	2,470,149の内数	2,669,469の内数	—	—	○	—	—	—	—	50	99	2	5	12-2	外務省	
173	II	3	(9)	(3)	アジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化	アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流が架け橋になっている女性の活躍に焦点をあて、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワークングを行う。これらを通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。平成28年度から5か年にわたり実施することを想定。	日本で活躍しているアジア・太平洋諸国の女性、アジア・太平洋諸国で活躍している日本人女性、かつて日本で暮らし、母国に戻るなどして日本との架け橋となっているアジア・太平洋諸国の女性、日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を行っている日本人女性、そして架け橋女性と関係する国内外の企業・教育機関・団体等を対象に架け橋として活躍している女性及び架け橋女性から見た日本の魅力に関する調査を行う。また、日本及びアジア・太平洋地域で活躍する架け橋女性を招聘し、シンポジウム及び関係者の交流会を開催する。	61,982	42,522	68.6	61,982	48,463	—	—	—	—	—	—	—	64	101	12	2	—	内閣府	
174	II	3	(9)	(4)	中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出	中南米4カ国(ブラジル、パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチン)と日本との間には農業交流関係が構築されており、世代交代が進む中、我が国の農産物の海外展開を推進する上で、今後ともその関係の維持・発展を図っていく必要があることから、日系農業者等の連携強化、若手や女性の日系農業者等を対象にした研修、ビジネス創出に向けた交流を、中南米現地、日本国内の双方で実施する。 平成31年度からベルーを事業対象国に追加予定(中南米現地で実施する研修等のみ)。	中南米の日系農業者等の連携の強化を行うとともに、若手や女性向けの研修やセミナーを通じた次世代リーダーとなる農業者等の育成、日系農業者団体と日本の地方企業とのビジネス創出に向けた交流を実施する。 このうち日系農協の女性農業者等を対象にした研修では、日本に招へいし、日本の農業団体の女性部の活動をモデルに、食品製造、花きの栽培・販売、グリーンツーリズム等について実地体験を交えた研修を実施する。	41,824	41,588	99.4	60,000	61,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	12	2	—	農林水産省
175	II	3	(9)	(5)	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催	本フォーラムは、ジェンダー関連統計の作成能力向上や知識の共有を目的とし、世界各国及び国際機関の統計専門家を対象に、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである。これまで平成19年から28年までに合計10回開催され、各国・国際機関の取組の発表等により、知識・意見交換が成されてきた。我が国は、次回(第7回)フォーラムの東京への招致について、国連統計委員会第40回会合(平成29年3月開催)において表明し、委員会から歓迎を受けた。その後、国連ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ(IAEG-GS)年次会合において正式な招致表明を行い、同グループの2018年活動計画として正式に承認され、同フォーラムは11月に東京で開催されることになった。なお、東アジア地域でのフォーラム開催は初めてとなる。	我が国での平成30年(2018年)11月におけるフォーラム開催に向けて、関係省庁間の連携のもと、基調講演、セッション発表の実施に関する調査を目的とした準備会議「フォーラム」での発表・意見交換等を通じた国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。	—	—	—	28,685	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103	12	2	—	総務省	
III. 女性活躍のための基盤整備																										
1. 子育て・介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進																										
(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた、子育て・介護基盤の整備等																										
176	III	1	(1)	(1)	子育て安心プラン	各自治体の取組や企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、2019年度から2017年度末までの5年間の合計は、約53.5万人分となり、待機児童解消加速プランの政府目標(約42.5万人分)の達成が実現する。近年の女性の就業率や保育の利用率のめざましい伸びを受けて、更なる保育の受け皿の確保が必要となるため、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備することとしている。	昨年末に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、「子育て安心プラン」を2年前倒しし、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。	186,697,428	182,155,364	97.6	66,370,975	72,555,052	—	—	—	—	—	—	—	160	9	1	—	厚生労働省		
177	III	1	(1)	(1)	幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」	「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約17.7万人)を確保するため、加増改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。	保育人材の確保については、新規の資格取得支援や就業継続、潜在保育士等に対する再就職支援に総合的に取り組んでいる。 平成31年度は、特に潜在保育士等の復職に向けた支援を強化することとし、保育士・保育支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、よりきめ細かなマッチングなど、センター事業を充実させると、保育所等の勤務環境を指標により見える化し、市区町村のHPで公表することで、保育所等の勤務環境改善を図ること、離職後のプランクが長くなった潜在保育士の復職に係る不安を軽減するため、非常勤職員として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用の支援などを盛り込んでいる。	58,429,649の内数	36,837,380の内数	—	38,144,358の内数	42,134,492の内数	—	—	—	—	—	119	160	9	1	3-5	厚生労働省			

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づき平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁			
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い				
					29年度歳出予算額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他	
184	Ⅲ 1 (1) ①	幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」	幼稚園における待機児童の受入れの推進	1. 預かり保育の充実(長時間化・通年化) 幼稚園における預かり保育の充実(長時間化・通年化)を促進するため、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)・弘学助成(預かり保育推進事業)における長時間預かり・長期休業中の預かりに係る補助単価の増額を実施してきており、平成31年度についても、引き続き必要額を要求。 2. 保育を必要とする2歳児の受入れ支援 「子育て安心プラン」を支える「6つの支援パッケージ」に基づき、幼稚園における保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、①平成30年度より、幼稚園における保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組み(一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ))の創設や認定こども園及び関連事業の運用の明確化(0・1歳児を受入対象外とすることも可能)を行っており、平成31年度についても事業を実施するための予算を要求。 3. 機構定員 専門官(待機児童対策)を時限増員済。 ※下線部分について予算欄に記載。	3,451,000	3,405,975	98.7	3,559,000	3,640,000	—	—	—	117	157,160	9	1	—	文部科学省		
185	Ⅲ 1 (1) ②	地域医療介護総合確保基金	団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増加分等を活用した財政支援制度(本基金)を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしたところであり、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。 地域密着型サービス施設等整備助成事業 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等	42,290,000	38,882,012	91.9	42,290,000の内数	42,290,000の内数	—	—	—	129	164	9	1	—	厚生労働省		
186	Ⅲ 1 (1) ②	介護人材の処遇改善	介護人材の確保等を図るため、介護職員の賃金が介護サービス事業所で働く他職種と比べて低い状況にあること等を踏まえ、介護職員の処遇改善を行うこと。	介護人材の処遇について、数度にわたり処遇改善を行っており、平成29年度の介護報酬改定においては、技能に応じ昇級する仕組み等評価し、処遇改善を促す加算を設け、月額1万4千円の改善を行っている。 また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2019年10月に予定される消費税率引上げに伴う報酬改定において、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うこととしている。	—	—	—	1,895,249,122の内数	事項要求	—	—	—	131	165	9	1	—	厚生労働省		
187	Ⅲ 1 (1) ②	地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進	介護人材の「参入促進」、「賃金の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する多様な取組を支援し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保策を推進する。	地域の実情に応じた介護人材の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「賃金の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援する。 平成31年度においては、介護事業所への介護ロボット、ICTの導入及び導入に係るコンサル費用の支援、介護入門者のさらなるステップアップや現職職員のキャリアアップ支援等、事業内容の充実を行う。	5,987,451	5,109,808	85.3	5,987,451の内数	5,987,451の内数	—	—	—	—	169	9	1	—	厚生労働省		
188	Ⅲ 1 (1) ②	介護のしごとの魅力発信等特別対策事業	経済状況の好転により景気が回復している中で、労働市場全体として人手不足感が高まっており、全産業の有効求人倍率はバブル期を超える水準となっていることから、介護分野での人材確保はより一層厳しくなることが想定される。 このため、地域医療介護総合確保基金を活用し各各地域の実情に応じた取組がより充実し、国による介護のネガティブなイメージを払拭するための取組や介護人材確保対策の好事例の収集・分析・横展開、介護福祉士を目指す留学生等の外国介護人材に対する支援等の取組について引き続き推進を図りつつ、介護人材確保対策の底上げを図る。	介護のしごとに対するネガティブなイメージを払拭するとともに、介護職の魅力や社会的評価を高める気運を醸成し、あらゆる世代の介護分野への参入を促進するため、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催など介護のしごとの魅力に係る全国的なPR活動を展開する。 また、在留資格「介護」による外国人留学生に加え、介護職の技能実習生等も対象とした上で、これらの外国人介護人材が安心して我が国で働くことができるよう、その生活課題等への支援や介護分野での就職後の定着促進に向けたフォロー体制の整備を推進する。	—	—	—	365,033	684,274	—	—	—	—	170	9	1	—	厚生労働省		
189	Ⅲ 1 (1) ②	「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備	介護事業所における生産性向上推進事業	介護事業所における生産性向上については、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供」に資するため、「作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。」こととされていることから、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行う。	介護事業所における生産性向上を推進するため、タイムスタディ調査等に基づく業務フローの分析を行い、生産性向上ガイドラインを作成する。生産性向上ガイドラインの主要な事業としては、以下を想定している。 ・業務プロセスの構築、職員配置の見直し ・ICT-AIの活用・文書量の削減 ・介護ロボットの活用	—	—	—	315,118の内数	1,831,527	—	—	—	167	9	1	—	厚生労働省		
190	Ⅲ 1 (1) ②	介護事業所におけるICTを通じた情報連携推進事業	介護人材の確保が喫緊の課題である中、介護サービスを安定的に提供するために介護の専門人材が機能を最大限発揮できる環境と効果的・効率的に働く職場環境の整備が必要である。 また、介護事業所におけるICTについて、現在、介護サービス事業所においては様々な業者の業務支援ソフトが導入されているため、ICTの活用による効果的・効率的な情報連携が進んでいない状況である。 このため、セキュリティ基準の作成や医療・介護連携における標準仕様を作成することにより、介護職員の負担軽減や効果的・効率的な地域包括ケアを推進する。	介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、平成30年度において、ケアマネや事業所間における情報連携に必要な情報(ケアプラン(予定・給付実績)等)についてICT標準仕様を作成するとともに、介護事業所に求められるセキュリティ基準等の分析を行うこととしており、平成31年度においては、医療・介護連携に必要な情報について、一定のICT標準仕様を作成するとともに、セキュリティ基準の作成を行う。	229,782	35,378	15.4	149,280	100,000	—	—	—	134	168	9	1	—	厚生労働省		
191	Ⅲ 1 (1) ②	介護ロボット開発等加速化事業	介護ロボット開発等加速化事業	介護ロボット等の開発・普及を加速化するために必要な支援として、開発等の各段階において、以下の事業を実施する。 ○ニーズ・シーズ連携協議のための協議会の設置 ・開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する(新たに普及拠点としての機能を追加)。 ○福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 ・介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機に関して介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。 ○介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 ・介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。	介護ロボット等の開発・普及を加速化するために必要な支援として、開発等の各段階において、以下の事業を実施する。 ○ニーズ・シーズ連携協議のための協議会の設置 ・開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する(新たに普及拠点としての機能を追加)。 ○福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 ・介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機に関して介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。 ○介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 ・介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。	300,090	212,163	70.7	372,461	615,972	—	—	—	—	132	166	9	1	—	厚生労働省

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づき平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁				
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い					
					29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他		
192	Ⅲ 1 (1) (2)	「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備	介護職機能分化等による先駆的生産性向上モデル事業(仮称)	生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で介護の支援ニーズの多様化・複雑化に対応していくためには介護分野の生産性向上が不可欠であり、その実現のための介護職員のキャリアに応じた機能分化が必要である。介護職の機能分化等によって生産性を向上させるため、実現すべき介護の提供体制や、地域の事業者・他職種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国展開を図る。	介護事業所等において、介護助手等を活用したサービス提供モデルや他職種連携によるチームケアの確立等により、介護業務の効率化、生産性向上のための先駆的な取組を試行する場合には、当該取組に係るかかり増し費用の助成等を行う。	-	-	-	-	591,420	-	-	-	-	-	-	9	1	-	厚生労働省	
193	Ⅲ 1 (1) (3)	子どもの事故防止に関する取組の推進		我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年約300人亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	子供の事故情報の分析及び保護者意識の実態調査を実施し、その結果を踏まえ、母親のみならず父親の意識・関心を高めるべく、啓発活動等の取組みを推進する。	14,782	11,752	79.5	14,947	23,752	-	-	-	-	26	54	9	1	-	消費者庁	
194	Ⅲ 1 (1) (3)	子供の事故防止に関する取組	教育・保育施設等(幼稚園、保育所、認定こども園等)における事故防止等の対策について、平成26年9月より「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を開催し、同年11月に中間取りまとめ、平成27年12月に最終取りまとめがなされたところ。これらに基づき、平成27年4月から重大事故が発生した場合の園への報告の仕組み等を整備するとともに、地方自治体は死亡事故等の重大事故が発生した場合に検証を実施し、再発防止策を検討することとされている。	教育・保育施設等における重大事故の発生(再発)防止について検討会を開催し、再発防止のための調査・傾向分析、ガイドラインの整備(更新)、自治体などへの助言などを実施する。	2,232	1,686	75.5	3,282	3,268	-	-	-	-	26	54	9	1	-	内閣府		
195	Ⅲ 1 (1) (4)	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	災害時の備えや衛生的な授乳の支援、外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から有用であり、近年、園内での製造・販売への要望が高まっている。授乳に使用される乳児用調製粉乳に代わる新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及を実現させる。	・平成30年8月8日に施行した、食品衛生法に基づく規格基準及び健康増進法に基づく特別用途食品の許可基準により、適切な制度の運用を進める。 ・乳児用液体ミルクの有用性を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら、様々な機会を捉え、これまでの議論の経過や乳児用液体ミルクの有用性に関する情報を一元的に整理したホームページの作成等製品の後押しや、地域の防災への活用の推進につながる取組を継続的に実施する。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	171	9	1	1-2、11-1	内閣府、厚生労働省、消費者庁	
(2)教育の負担軽減に向けた取組の推進																					
196	Ⅲ 1 (2) -	幼児教育の無償化	幼児教育の無償化	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。	3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。	-	-	-	-	事項要求	○	○	○	-	117	157	9	1	1-2	内閣府	
197	Ⅲ 1 (2) -	幼児教育無償化の実施(幼稚園就園奨励費補助)	幼児教育無償化の実施(幼稚園就園奨励費補助)	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、3歳から5歳までの子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。	幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すことと踏まえ、幼児教育無償化を一気に加速する。	30,899,469	30,854,840	99.86	30,024,236	事項要求	○	○	○	-	-	-	9	1	-	文部科学省	
198	Ⅲ 1 (2) -	新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備	新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、格差の固定化の防止や少子高齢化への対応において、高等教育が重要な役割を担っていることを踏まえ、高等教育の負担軽減のための措置(低所得世帯に対する、授業料及び入学金の減免の拡充並びに給付型奨学金の支給額の大幅な増額)を実施する。	2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けて体制を整備するとともに、大学等の高等教育機関、高等学校、地方公共団体等に対する広報・周知を含む所定の準備を実施。	-	-	-	-	3,775,886	○	-	○	-	-	-	-	-	-	文部科学省	
2 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習の充実																					
(1)学校教育段階からのキャリア形成に係る学びの充実																					
199	Ⅲ 2 (1) -	次世代のライフプランニング教育推進事業	次世代のライフプランニング教育推進事業	我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、各国の社会進出における男女格差を示すジェンダーギャップ指数は過去最低を更新し(114位/144位(平成29年))。特に、経済分野における女性管理職の割合、政治分野における国会議員(閣僚含む)の女性割合が低く、意思決定に関わる女性が少ない現状にある。こうした中、次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担等にとらわれず、主体的に道路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基盤整備の充実を図る必要がある。	次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な道路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、学校で活用できるライフプランニング教育プログラムや教員研修プログラムを開発する。	-	-	-	-	98,166	-	-	-	-	-	-	10	3	-	文部科学省	
(2)学校現場等におけるいわゆる「無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)」への対応																					
200	Ⅲ 2 (2) -	次世代のライフプランニング教育推進事業(199の再掲)	次世代のライフプランニング教育推進事業(199の再掲)	我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、各国の社会進出における男女格差を示すジェンダーギャップ指数は過去最低を更新し(114位/144位(平成29年))。特に、経済分野における女性管理職の割合、政治分野における国会議員(閣僚含む)の女性割合が低く、意思決定に関わる女性が少ない現状にある。こうした中、次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担等にとらわれず、主体的に道路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基盤整備の充実を図る必要がある。	次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な道路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、学校で活用できるライフプランニング教育プログラムや教員研修プログラムを開発する。	-	-	-	-	98,166	-	-	-	-	-	-	10	3	-	文部科学省	

※1 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について」(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁				
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求	その他	2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	関連性の高い							
					29年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他					
3. 女性活躍の視点に立った制度等の整備																							
(1) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討																							
201	III	3	(1)	-	女性が働きやすい制度等への見直し	「日本再興戦略[改訂2014]」では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、平成26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度、配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。	税制に関しては、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しについて、平成30年分の所得税から適用されている。 社会保障制度については、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適用拡大に加えて、29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。更なる適用拡大については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第2案に基づき、31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めていく。 公務員の配偶者に係る扶養手当については、国家公務員における見直しを踏まえ、地方公務員においても、ほとんどの地方公共団体で見直しが行われたところであり、今後も引き続き適切に対処するよう各地方公共団体に要請していく。 民間企業における配偶者手当についても、上記の税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、平成30年1月に改訂されたモデル就業規則も活用しながら「配偶者手当の在り方の検討に申し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。	-	-	-	-	-	○	○	-	有識者会議にて議論	135	172	1	5	8-1、9-1	内閣府、財務省、総務省、厚生労働省	
202	III	3	(1)	-	マイナンバーカード等への旧氏併記の推進	女性活躍推進の観点から、希望する者に係る住民票やマイナンバーカード等への旧氏併記を可能とするもの。	マイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令等の改正及びシステム改修等(カード管理システム等の全国システムの改修や1741市区町村の既存住基システムの改修等)を行い、平成31年11月を目途にマイナンバーカード等への旧氏併記を可能とするもの。	19,400,678	7,492,152	38.6	-	-	○	-	-	-	137	173	9	1	-	総務省	
203	III	3	(1)	-	旧姓の通称としての使用の拡大に向けた検討	-政府全体の取組として、女性活躍の視点に立った制度等を整備する観点から、旧姓の通称としての使用の拡大を目指す。 -旅券に関しては、「女性活躍加速のための重点方針2018」において、「平成31年度中に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮し、早急の実現に向けて取り組む」としている。	旅券について、平成31年度中に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、旧姓の記載方法変更も含め、早急の実現に向けて取り組む。	-	-	-	-	-	○	-	-	旅券への旧姓の記載方法を変更する場合、旅券発給システム改修等のための予算措置が必要となる。	136	174	9	1	-	外務省	
204	III	3	(1)	-	旧姓使用の拡大に向けた働き掛け	社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組を進める。	平成29年7月に、銀行口座、職場等において旧姓使用が可能となるよう、関係団体に対し周知協力依頼を行ったところであり、引き続き必要な働きかけを行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	175	9	1	-	内閣府		
(2) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組																							
205	III	3	(2)	-	男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針改訂	地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災(予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む)に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。	過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した取組指針が、公表から5年以上が経過し、熊本地震等の新たな災害の経験も踏まえ内容を改訂するほか、最新の事例等を書き加える。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,580	-	-	11	1	-	内閣府
206	III	3	(2)	-	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の支援の浸透活動	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透することを目的とする。	-男女共同参画の視点から復興に資する事例集の作成・公表 -自治体や各地で活躍する方々の参事となるよう、まちづくり、仕事づくり、健康づくりなどの分野に関し、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集・公表。 -被災地の自治体等のニーズに応じたワークショップ等の浸透活動の実施 復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらう(=浸透させる)ための活動。パネルディスカッション・シンポジウムの開催、ワークショップの開催、研修会の講師等、被災地の自治体等のニーズに応じ実施。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109	178	11	2	-	復興庁	

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。